

横浜地方合同庁舎(仮称)整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
1	実施方針本文	2	17	第1.1.(6)①本施設等の施設整備業務	平成27年7月10日の国交省資料3-2-①「第2回関東地整事業評価監視委員会」再評価に記載されている事業費約191億円は税込の建設費(設計費・維持管理費・運営費等含まず)と考えてよろしいか。(当時の公表時の段階で)また、事業評価監視委員会の資料には、「鉄筋コンクリート造 地上7階建」、「事業費約191億円」等の記載があるが、提案にあたって、これらを考慮する必要があるか。	実施方針の公表資料に係る質問内容ではないため、回答の対象外とします。
2	実施方針本文	2	21	第1.1.(6)①_イ	建設業務に含まれる負担金とは、要求水準書(案)第4章第6節4(1)建設工事に記載の負担金を工事に含めて対応することを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針本文	2	25	第1.1.(6)①_イ 特定事業の業務内容	「電波障害対策等」について、現施設において対策等を行っていることがあればご教示いただきたい。	現施設において対策等は行っていません。
4	実施方針本文	2	35	第1.1.(6)②本施設等の維持管理業務	現在、国が想定している入居スケジュールについてご教示ください。	本施設等の引渡から入居完了までは6ヶ月程度を想定していますが、入居予定官署の入居に係る詳細な日程は、落札者決定後、事業者と協議の上、国が決定します。
5	実施方針本文	2	35	第1.1.(6)②本施設等の維持管理業務	「国と協議により本施設等を国に引き渡した翌日以降で定める日」とありますが、福利厚生サービス提供業務の収支が黒字になることが最低条件という理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。なお、福利厚生サービス提供業務の主旨に鑑みて、開始日は本施設等の供用開始後、可能な限り早い時期に設定できるよう考慮してください。
6	実施方針本文	2	35	第1.1.(6)②_イ 本施設等の運営業務	福利厚生サービス提供業務については、「入居官署の本施設等への入居状況を鑑み国と協議により・・・定める日から・・・行う」となっているが、事業収支を算定するために、入居官署の移転スケジュールを入札公告時に示して頂けないか。	No.4の回答をご参照ください。
7	実施方針本文	3	15	第1.6.3.ウ 本事業に含まれていない業務	「入居官署が独自に実施する備品、実験設備、～維持管理(【別添資料2-1】に示す業務を除く。)」は本事業に含まれないとの事ですが、【資料2 19頁】維持管理費(特殊)に下記設備については維持管理・運営費に含まれているように読み取れます。 ①横浜税関が独自に導入する特殊機器 ②横浜検疫所が独自に導入する特殊機器 ③植物防疫研修センターが独自に導入する特殊機器 また、【別添資料4-8-2 36頁】のPFI事業内の実験機器として下記設備についても記載があります。 ④安全キャビネット ⑤パスボックス ⑥両面式高圧滅菌器 上記、①～③の対象設備を具体的にお示しください。 また、④～⑥についてはPFI事業内との理解でよろしいでしょうか。また、【資料2 19頁】維持管理費(特殊)に含まれているのでしょうか。	前段については【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」1.(2) d (c)をご参照ください。中段及び後段については、ご理解のとおりです。
8	実施方針本文	3	22	第1.1.(6)③_カ 本事業に含まれていない業務	「緊急時の実際の使用により消費された自家発電装置の燃料の燃料タンクへの補給」は、本事業に含まれていないが、定期点検等により消耗した燃料の補給も本事業に含まれないとの理解でよいか。	【資料-1】「要求水準書(案)」に記載のとおり、緊急時の実際の使用により消費された自家発電装置の燃料の調達及び補給(補給に際しての立会を除く)は本事業に含まれませんが、定期点検等により消耗した燃料の補給は本事業に含まれます。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
9	実施方針本文	3	24	第1_6.3キ 本事業に含まれていない業務	<p>入居官署が独自に実施する警備(機械警備を含む)業務については対象外のことですが、【別添資料5-8】警備に係る要求水準において、下記については入居官署専用部に係る部分ですが本事業に含まれるように読み取れます。下記業務が本事業に含まれるのか、及び対象外となる警備業務について具体的にお示し頂けますでしょうか。</p> <p>また、下記<1>の(1)①と(2)に矛盾があるように読み取れます。 【本事業に含まれると思われる入居官署専用部に係る警備業務】 <1>通用口(専用部の屋外に面する扉(検査場等)) (1)当該室の業務時間帯:①監視カメラによる監視(施錠は当該官署による実施) ②扉の施錠と建具の開閉状態の監視 (2)当該室の業務時間帯以外:扉の施錠、防犯センサ等で監視 <2>専用部(室内が無人人となった時間帯) (1)共用廊下と専用部との境界の防犯センサ等での監視 (2)建物窓側の防犯センサ等での監視</p>	<p>前段については本事業に含まれます。後段については、【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」を次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通用口(専用部の屋外に面する扉(検査場等)):当該室の業務時間帯以外「扉を施錠し、防犯センサ等で監視する。」を「監視カメラ、防犯センサ等で監視する。」に修正。 ・専用部:室内が無人人となった時間帯「共用廊下と専用部との境界は、防犯センサ等にて監視する。」を「専用部の共用廊下に面する扉は、防犯センサ等にて監視する。」に修正。
10	実施方針本文	3	27	第1_1_(7)事業方式及び権利関係	<p>本施設の原始取得や引渡し等に伴って、事業者が不動産取得税、固定資産税、都市計画税を負担することはないとの理解でよいか。</p>	<p>事業者において非課税取引となるよう適切に税務処理を行った場合については、ご理解のとおりです。</p>
11	実施方針本文	3	30	第1_1_(8)事業期間	<p>設計1年、施工3年、維持管理・運営10年と想定しているが、4. 今後のスケジュール(実施方針P.24)記載内容以外に、スケジュール上の絶対に守らなければいけない条件はあるか。</p>	<p>契約締結後のスケジュールについて、本項の内容以外の条件はありません。</p>
12	実施方針本文	3	30	第1_1_(8)事業期間	<p>本工事にて、国交省主導の働き方改革に基づく工程条件はあるか(週休2日・時間外労働上限規制等)。ある場合は、工程及び経費の見直しを協議できるか。</p>	<p>【別添資料4-12】「建設工事に関する留意事項におけるb.施工時間についてをご参照ください。なお、当該留意事項による工程及び経費の見直しは想定していません。</p>
13	実施方針本文	7	19	第2.2._(1)入札公告	<p>予定価格や最低制限価格の設定はありますでしょうか。また、それら価格は公表されますでしょうか。</p>	<p>予定価格や最低制限価格の設定の有無については、入札公告資料において示します。</p>
14	実施方針本文	8	4	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	<p>「第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に説明会を開催する。」とあるが、現時点で想定されている説明内容と、質疑応答の有無についてご教示いただきたい。</p>	<p>事業提案書作成に関する説明を行います。なお、詳細は入札公告資料において示します。</p>
15	実施方針本文	10	2	第2_5_(1)応募者の構成	<p>実施方針本文「P.2 第1 1. (6)特定事業の業務内容」以外に、SPC管理業務(金融機関との調整や総務・決算等)を担う企業がSPCから直接業務を受託する企業は、応募者に含まれる、との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>特定事業として事業者が実施する業務である、本施設等の施設整備業務、維持管理・運営業務以外の業務に関し、事業者から直接契約し、受任又は請け負う企業については応募者に含まれません。なお、実施方針第2 5. (1)①は、「応募者は、第1 1. (6)①～②に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。」として、入札公告資料において修正します。</p>
16	実施方針本文	10	3	応募者の構成	<p>第1 1.(6)①～③に掲げる業務以外の業務(FA業務,SPC管理業務等を含む)を実施する企業についても応募者を構成する企業となりうるか。</p>	<p>No.15の回答をご参照ください。</p>
17	実施方針本文	10	3	第2.5.(1)①	<p>「①～③に掲げる業務を実施する」とありますが、③は本事業に含まれていない業務であり、正確には①、②に掲げる業務という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No.15の回答をご参照ください。</p>
18	実施方針本文	10	20	5.(1)④応募者の構成	<p>協力企業を構成員の下請とすることは可能でしょうか。</p>	<p>協力企業は、本事業に関する各業務のいずれかを、事業者から直接契約し、受任又は請け負う必要があるため、構成員の下請となることは認められません。ただし、協力企業として参加した企業が、協力企業という立場ではなく、構成員から業務を直接受任し、又は請け負うことを妨げるものではありません。</p>

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
19	実施方針本文	10	20	第2.5._(1)応募者の構成④	SPC運営管理等に関する業務は運営業務のうちの庁舎運用業務に含むという理解でよろしいでしょうか。	事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割を、運営業務としてではなく、経営管理に関する要求水準として求めています。
20	実施方針本文	10	28	応募者の構成	「エ. 維持管理業務 本施設等の維持管理業務(第1 1. (6)②)」とありますが、「エ. 維持管理業務 本施設等の維持管理業務(第1 1. (6)②)ア」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、入札公告資料において修正します。
21	実施方針本文	10	29	応募者の構成	「オ. 運営業務 本施設等の維持管理業務(第1 1. (6)③)」とありますが、「オ. 運営業務 本施設等の運営業務(第1 1. (6)②)イ」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、入札公告資料において修正します。
22	実施方針本文	10	30	第2.5.(1)⑤構成企業の変更	「変更せざるを得ない事情が生じた場合」には、指名停止措置も含まれるか。	ご理解のとおりです。なお、実施方針第2 5. (2)③または④の参加資格要件を満たさなくなったケースを含みます。
23	実施方針本文	10	30	第2.5.(1)応募者の構成①	「第二次審査資料の提出期限までの間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない」とあるが、国が変更を認めることを想定している具体的な事情をご教示いただきたい。	No.22の回答をご参照ください。
24	実施方針本文	10	37	5.応募者の参加資格要件 (1)応募者の構成⑧	当該応募者の構成員の役員が非常勤で兼務している企業が他の応募者の構成員、協力企業であることが第一次審査資料提出後に判明した場合、該当する企業の変更・差替え・脱退、又は構成員から両応募者の協力企業への変更は可能か。	応募者の変更はやむを得ない事情と国が認める場合であり、個別具体的な事象に応じて国が判断します。合わせて、No.22の回答をご参照ください。
25	実施方針本文	10	37	5.応募者の参加資格要件 (1)応募者の構成⑧	当該応募者の協力企業の役員が非常勤で兼務している企業が他の応募者の構成員であることが第一次審査資料提出後に判明した場合、該当する企業の変更・差替え・脱退、又は他の応募者の構成員から協力企業への変更は可能か。	No.24の回答をご参照ください。
26	実施方針本文	11	14	応募者の構成	5.(1)⑦における「資本関係又は人的関係にある者」の人的関係について、社外取締役である場合は除外されるとの理解でよいか。	除外されません。
27	実施方針本文	11	25	第2_5_(2)応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	SPC管理業務(金融機関との調整や総務・決算等)を担う企業の参加資格要件は、実施方針本文「P.11 第2 5 (2)応募者を構成する企業に共通の参加資格要件」を満たしていれば、個別の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	SPC管理業務に関する個別の参加資格要件はありません。なお、No.15の回答のとおり、「応募者は、第1 1. (6)①～②に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。」とし、SPC管理業務は、「第1 1. (6)①～②に掲げる業務」に該当しません。
28	実施方針本文	11	34	第2.5.(2)⑤開札の時	「第一次審査資料の提出期限の日から開札の時まで」とあるが、開札はいつ行われるのか。	民間事業者を選定する平成30年12月頃を予定しています。なお、詳細は入札公告資料において示します。
29	実施方針本文	12	23	第2.5.(3)④資格及び実績等の具体的な要件	設計企業の配置予定の技術者の資格、実績等の具体的な要件を早めに開示いただけないか。	入札公告資料において示します。
30	実施方針本文	12	25	(4)建設企業の参加要件	維持管理企業または運営企業が建設企業の下請施工協力会社として建設工事にも携わる場合、本項目要件の「①指名競争3工種の入札参加資格認定要件」と「②経営事項評点の要件」は適用されないとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針本文	12	25	(4)建設企業の参加要件	民間収益事業施設を別棟で建設する場合、本施設の建設企業以外の建設会社、または維持管理企業・運営企業が行なう場合、本項目要件の「①指名競争3工種の入札参加資格認定要件」と「②経営事項評点の要件」は適用されないとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
32	実施方針本文	13	5	第2.5.(4)_④資格及び実績等の具体的な要件	建設企業の実績、各工事の配置予定技術者の資格、実績等の具体的な要件を早めに開示いただけないか。	入札公告資料において示します。
33	実施方針本文	13	19	第2.5.(5)_④資格及び実績等の具体的な要件	工事監理企業の配置予定の技術者の資格及び実績等の具体的な要件を早めに開示いただけないか。	入札公告資料において示します。
34	実施方針本文	13	20	第2.5.(6)_資格及び実績等の具体的な要件	維持管理企業は、配置予定の技術者の資格、実績等の具体的な要件が、入札公告時にも示されないという理解でよろしいか。	入札公告資料において示します。
35	実施方針本文	13	27	第2.5.(6)_②維持管理企業の参加資格要件	維持管理業務を実施するにあたって必要な資格との事ですが、具体的に想定されている資格はございますでしょうか。	維持管理業務の実施にあたり必要となる資格であり、実施する業務によって異なります。
36	実施方針本文	13	29	第2.5.(7)_資格及び実績等の具体的な要件	運営企業は、配置予定の技術者の資格、実績等の具体的な要件が、入札公告時にも示されないという理解でよろしいか。	入札公告資料において示します。
37	実施方針本文	13	36	第2.5.(7)_②運営企業の参加資格要件	運営業務を実施するにあたって必要な資格との事ですが、同項目の④に記載の「警備業法 第4条に基づく認定」以外に具体的に想定されている資格がありましたらご教示下さい。	運営業務の実施にあたり必要となる資格であり、実施する業務によって異なります。
38	実施方針本文	13	37	第2.5.(7)_③運営企業の参加資格要件	福利厚生サービス提供業務に関して、主体的部分以外の部分を第三者に委託する場合、業務を実施するにあたり必要な資格(食品衛生責任者の選任等)は第三者の再委託先が保有していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	実施方針本文	14	2	第2.5.(7)_運営企業の参加資格要件	「運営企業は(中略)、主体的部分以外の部分については、第三者に委託することが可能」とあるが、運営企業から福利厚生サービス提供業務を受託する第三者は、①の資格を有している必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針本文	14		民間収益事業者の参加資格要件	民間収益事業者の参加資格要件について、ご教示いただきたい。	民間収益事業者の参加資格要件は設定していません。
41	実施方針本文	24	11	第8_4_今後のスケジュール	事業スケジュール検討のために、「入札公告」、「第一次審査資料の受付」、「第二次審査資料の受付」が当該月の上旬・中旬・下旬のいずれになる予定かご教示いただきたい。	入札公告資料において示します。
42	実施方針本文	24	20	第8_4_今後のスケジュール	本施設等の引渡し平成35年3月31日と記載がある一方で、事業契約書(案)P.52「別紙2 用語の定義」74.使用開始予定日「本施設等の維持管理・運営業務の開始予定日である平成34年4月1日をいう」と記載がございます。記載の誤りでしょうか。	(資料-3-1)事業契約書(案)別紙2の74.使用開始予定日の定義を、「本施設等の維持管理・運営業務の開始予定日である平成35年4月1日をいう。」として入札公告資料において修正します。
43	(資料-1)要求水準書(案)第1章 総則	1	14	第4節(1)方法	「国がこれと同等と認める方法」とは具体的にどのような方法か。入札期間中に対話等でその内容を確認・協議する場合は設けられるか。	前段については、当該仕様その他により規定されている具体的な方法と同等であることが客観的に確認できることを事業者が証明し、国がそれを認める方法です。後段については、入札公告資料において示します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
44	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	8	2.2_業務の概要	本事業には、各入居官署の現庁舎からの引っ越し移転業務は含まれないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
45	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	8	第2.2_(2).c.福利厚生サービス提供業務	運営業務として福利厚生サービスが求められているが、民間収益事業がこれを兼ねることは可能か。	福利厚生業務の実施者と民間収益事業の実施者を兼ねることは可能ですが、各々の業務範囲を明確にする必要があります。
46	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	33	第2節 4 (1) 国が行う別途業務への対応	「国が行う本施設に係る調査」の具体的な内容について、ご教示いただきたい。	第4章第6節 2.共通事項(10)国が行う調査への協力、をご参照ください。
47	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	6	第2.2.4.(3)本施設のレイアウト変更への対応	レイアウトの変更の頻度に関して上限設定をして頂けないでしょうか。	レイアウト変更の頻度に上限を設定することはありません。なお、(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)第2.3.(2)のとおり、レイアウト変更対応業務費については、年度毎に業務量の実績に応じた対価を支払います。
48	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	6	2	第4節 2_(2)下水道(汚水・雨水)	「雨水本管は600φ、800φへの放流が可能」と記載されている一方、参考資料4-1周辺の社会基盤の状況のうち排水には800φの記載が見当たらないが、記載誤りか。	敷地西側の雨水管が800φです。ご指摘を踏まえ、入札公告資料において修正します。
49	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	6	6	第4節 4_解体撤去対象物	参考資料(4-3、4-4、4-6)から明示的に読み取れない地中障害物や地下埋設物等が発見された場合は、PFI事業範囲外であり追加費用がもたらえるという理解でよろしいか。	業務要求水準書を含む入札説明書等で明示されていない又は入札説明書等で明示されていた事実と異なる地中障害物や地下埋設物等が確認されたことにより、増加費用が発生する場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。
50	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	7	2	第2.4.5. 敷地地歴	規制基準値を超える土壤汚染が確認された場合は国と協議の上、適切に処理を行うこととありますが、増加コストについては国負担との理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。
51	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	7	2	第2.4.5敷地地歴	土壤汚染が確認された場合の費用と工期は協議と考えてよろしいか。	No.49の回答をご参照ください。また、土壤汚染等の対策に伴い本施設等の引渡の延期が避けられない場合は国と事業者で協議の上、引渡予定日を変更します。
52	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	7	8	第2.4.6. 埋蔵文化財	未知の埋蔵文化財等の発見により埋蔵文化財調査に相当の時間を要し、着工遅延により事業のスケジュールに変更が生じた場合でも、事業期間終了日は変更されず、維持管理・運営期間が短くなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
53	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	7	8	第2_4_6埋蔵文化財	調査の結果、対象が増えた場合の費用と工期は協議と考えてよろしいか。又、行政の指示による工事中止又は延期となった場合についても、費用と工期は協議と考えてよろしいか。	前段については、調査の結果に関わらず、業務要求水準書を含む入札説明書等で明示されていない又は入札説明書等で明示されていた事実と異なる埋蔵文化財が確認されたことにより、増加費用が発生する場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。また、本施設等の引渡の延期が避けられない場合は国と事業者で協議の上、引渡予定日を変更します。後段については、(資料-3-1)事業契約書(案)第38条の規定に従います。
54	(資料-1)要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	7	9	第4節.6埋蔵文化財の調査	埋蔵文化財は事業スケジュールの大幅な遅延リスクがあるため、埋蔵文化財の調査を事前に国側にて実施いただけないか。	事業者提案により調査範囲が変わるため、原文のとおりとします。
55	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	1	25	第3_1_2. 事業者に関する事項_(8)	設立する株式会社を株券不発行会社とすることについて、問題ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	1	25	第3_1_2. 事業者に関する事項_(8)	金融機関から融資を受ける場合、SPCの株式に担保設定を求められることが一般的ですが、これに関しては承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	(資料-3-1)事業契約書(案)附則第2条に定められた事項に従い、承諾の可否の判断を行います。
57	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	2	5	4.総括代理人又は総括代理人直属スタッフ	総括代理人及び総括代理人直属スタッフは、施設整備期間、維持管理期間等本事業のフェーズに応じて交代可能との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
58	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	2	6	第1_4_(1)総括代理人等の実施体制	総括代理人または総括代理人直属のスタッフの体制について、本施設の常駐・非常駐の選択、配置(拘束)時間の設定などについては、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	2	9	第1_4_(1)	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを配置するとあるが、現地に常駐しなくても良いという認識で良いか。	No.58の回答をご参照ください。
60	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	2	20	第3_1_4. 事業者による事業の調整に関する事項_(5)	総括代理人スタッフの人数に関しては規定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	3	23	第2節_7_(4)PFI-LCCの算出根拠資料	VFM低下要因となるため、「PFI-LCCの費用の項目及びその算出根拠資料」の作成は、国側でご対応いただけないか。	PFI-LCCは事業者の提案によるものであり、原文のとおりとします。
62	(資料-1)要求水準書(案)第3章 経営管理	4	18	第2節_7_(2)中間計算書類	「中間計算書類は、(1)a. に定める計算書類に準じる」とありますが、監査費用がかかりVFM低下要因となるため、中間計算書類は監査なしでよいという条件でお願いできないか。	関係法令に基づき監査が求められる場合は、監査済みの計算書類を提出してください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
63	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	2	13	第2.2_(2)	災害応急対策活動とは具体的にどのような活動でしょうか。活動における該当官署の位置づけ、役割をご教示ください。また活動に伴い事業者が行うべき内容についてご教示ください。	前段については、【参考資料4-10】「入居官署に関する資料」をご参照ください。後段については、第5章第1節5(6)をご参照ください。
64	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	2	14	第2.2_(2)入居官署の災害応急対策活動に資する施設整備	「構造体にかかるリスク低減」とあるが、これに対して参考とすべき基準等はあるか。	構造体にかかるリスクの低減は、事業者の提案によります。
65	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	3	15	第3節_1.本施設等の構成及び規模	表4-1 本施設等の規模のうち、⑫横浜国道事務所の専用部面積3,447.8㎡が、(別添4-2)各室性能表39頁に記載の共通事項合計面積3,479.7㎡と異なっている。(別添4-2)各室性能表の面積を正と考えてよいか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 表4-1 本施設等の規模のうち、⑫横浜国道事務所の専用部面積、【別添資料4-2】「各室性能表」39頁の共通事項合計面積共に3,466.7㎡に修正します。なお、【別添資料4-2】「各室性能表」38頁の文書保管庫も583㎡から570㎡に修正します。
66	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	3	16	第3節_1.本施設等の構成及び規模	表4-1 本施設等の規模のうち、⑬京浜港湾事務所の専用部面積1,852.5㎡が、(別添4-2)各室性能表42頁に記載の共通事項合計面積1,833.6㎡と異なっている。(別添4-2)各室性能表の面積を正と考えてよいか。	No.65の回答をご参照ください。
67	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	3	32	第3節_1_(1)延面積の合計面積	延面積の合計面積を95%以上100%以下とするには、(2)より①から⑯は各々記載の面積以上を確保しなければならないため、共用部の面積を減らすしか方法はないという理解でよろしいか。また、共用部は5%を超えて減らしてもよいか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
68	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	3	34	第3節_1_(3)	職員及び一般来庁者の利便性向上を目的として、共用部「便所・洗面」については、【別添資料4-2】「各室性能表」に掲げる「室面積」に示す所定の面積の+5%を超えて計画してもよいか。	ご指摘を踏まえ、「便所・洗面」の面積を適宜に修正します。
69	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	4	6	第4.3.1. 本施設の構成及び規模(6)	例えば本施設等を別棟で建てる場合、1つの建築物が津波避難ビルの指定を受ければ良く、すべての建物が指定を受ける必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	4	6	3.1_(6)_a 津波避難ビルの指定	1棟以上について津波避難ビルの指定を受けるとありますが、分棟形式で1棟が指定を受ける場合、最低の規模についての指定があればご教示いただきたい。	事業者の提案によります。
71	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	4	7	第3節_1_(6) 津波避難ビルの指定	津波避難ビルの指定に当たって想定している最低限の収容人数及び面積の目安を示していただきたい。	No.70の回答をご参照ください。
72	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	6	18	第4.3.3. 動線計画の条件_(4)_h	ここでいう秘匿車両とは、【別添資料4-3】②横浜地方検察庁分室の行に記載がある台数という理解でよろしいでしょうか。	ここでいう秘匿車両とは、【別添資料4-3】「車両台数一覧表」の②横浜地方検察庁分室の行に記載がある台数及び、⑤横浜税関の大型車になります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
73	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	7	17	第4.3.6. 外構等の条件_(4)	飲食・売店等に関し、来庁者等外部からの視認性を高めるための外構サイン設備は、当該項目に留意し、景観条例等に配慮した常識の範囲内であれば認められますでしょうか。	事業者の提案によります。
74	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	15	32	4.3_(1)_三レベル2+地震動	レベル2+の地震動として周期1秒以上の領域でSv mm/s以上とありますが、Svをご教示いただきたい。	ご指摘を踏まえ、「Sv1000mm/s以上」に修正します。
75	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	35	35	第5節_1_(5)内装計画b. 床(h)	「PFI事業の対象に係らず、床に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。」とあるが、【参考資料4-12】参考備品一覧に転倒防止対策が必要なものについて印をつけるか、具体的な基準を示す(例:高さ1,800mm以上の備品)など、対象を明確化していただきたい。	転倒防止対策については、入札公告資料において示します。
76	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	35	35	第5節_1_(5)内装計画b. 床(h)	「PFI事業の対象に係らず、床に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。」とあるが、PFI事業以外で、国が整備する設備、備品リストをご提示いただきたい。その際の工事区分についても明示いただきたい。	前段については、No.75の回答をご参照ください。後段については、当該留め付け下地、基礎は事業内、その他は事業外とします。
77	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	36	24	第5節_1_(5)内装計画c. 壁(j)	「PFI事業の対象に係らず、壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。」とあるが、【参考資料4-12】参考備品一覧に転倒防止対策が必要なものについて印をつけるか、具体的な基準を示す(例:高さ1,800mm以上の備品)など、対象を明確化していただきたい。	No.75の回答をご参照ください。
78	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	36	24	第5節_1_(5)内装計画c. 壁(j)	「PFI事業の対象に係らず、壁に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。」とあるが、PFI事業以外で、国が整備する設備、備品リストをご提示いただきたい。その際の工事区分についても明示いただきたい。	No.76の回答をご参照ください。
79	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	37	2	第5節_1_(5)内装計画d. 天井(f)	「PFI事業の対象に係らず、天井に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。」とあるが、【参考資料4-12】参考備品一覧に転倒防止対策が必要なものについて印をつけるか、具体的な基準を示す(例:高さ1,800mm以上の備品)など、対象を明確化していただきたい。	No.75の回答をご参照ください。
80	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	37	2	第5節_1_(5)内装計画d. 天井(f)	「PFI事業の対象に係らず、天井に取り付ける設備、備品等で転倒防止対策が必要な場合は、必要に応じて留め付け下地又は基礎を設ける。」とあるが、PFI事業以外で、国が整備する設備、備品リストをご提示いただきたい。その際の工事区分についても明示いただきたい。	No.76の回答をご参照ください。
81	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	42	27	第5節_1_(11)メンテナンス用ゴンドラ	メンテナンス用ゴンドラについては、バルコニー等でメンテナンスができれば不要と考えてよいか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、要求水準を修正します。
82	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	43	18	第5_1_(13)_a	工事用、管理用として部材等の持込などのため、突発的にまたは定期的に車両を置く必要がありますが、管理用車両置場等の確保を頂くことは可能でしょうか。	事業者の提案によります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
83	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	43	32	第4.5.1_(13)a. 共通_(e)	機械式駐車装置の設置を認めない理由を教示頂けますでしょうか。	総合的な判断により「自走式」としています。
84	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	45	37	第5節_1_(16)来庁者用駐輪場	来庁者用駐輪場については、自動課金対応の駐輪設備を想定するとの理解でよいのか。	自動課金対応の駐輪設備は、想定していません。
85	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	45	37	第5節_1_(16)来庁者用駐輪場	自動課金対応の駐輪設備を想定した場合、料金徴収は国側で行うとの理解でよいのか。	No.84の回答をご参照ください。
86	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	45	37	第5節_1_(16)来庁者用駐輪場	放置自転車の撤去及び撤去費用については、国側で行うとの理解でよいのか。	国は、放置自転車の撤去及び撤去費用の支払いは行いません。事業提案にて検討してください。
87	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	53	33	第5.2_(1)_e_キ	「96時間の燃料タンク容量の整備及び燃料備蓄は別途」とありますが、保守点検にて発電設備を運転し消費した燃料の補充についても国が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	保守点検により消費した燃料の補給についてはNo.8の回答をご参照ください。
88	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	53	33	2. 設備性能_(1)電気設備_e. 発電設備_キ	『共用部と横浜国道事務所と横浜管轄事務所用として168時間の内96時間の燃料タンク容量の整備及び燃料備蓄は別途とする。』とあるが、『第2章. 事業の目的及び計画条件、3. 本事業に含まれていない業務』に記載されていないが、別途と考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
89	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	56	31	第5.2_(1)_l_誘導支援設備	「総合案内板近傍に ～ 庁舎管理室など計画上適切な室においても受信対応可能な計画」とありますが、訪問者に対するインターホンによる受付を事業者にて行う必要があるのでしょうか。	【別添資料5-9】「庁舎運用に係る要求水準」に記載のとおり、事業内に含まれます。
90	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	58	35	第5.2_(1)_n_監視カメラ設備	「入居官署が別途整備する監視カメラ設備」とありますが、保守点検・修繕・監視についても事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	60	29	第5.2_(1)_p_防犯・入退室管理設備	「入居官署が別途整備する防犯・入退室管理設備」とありますが、保守点検・修繕・監視についても事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	62	1	第4.5(1)_r_(j) 共用会議室の予約システム	総務部署等に予約末端を設けるとあるが、数量をお示し願いたい。	ご指摘を踏まえ、「横浜海上保安部を除く各入居官署の総務部署等に1台以上予約末端を設ける(設置場所は国と協議する)。なお、他のシステムの端末と共用してもよいが、入居官署のネットワークと共用は不可とする。」に修正します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
93	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	62	5	第5.2.(1)_r_中央監視制御設備	「中央監視制御装置との連携」とありますが、予約に応じて照明・空調の入り切りがなされるシステムとの理解でよろしいでしょうか。国が想定している具体的な内容についてご教示ください。	「中央監視制御装置との連携」の記載は削除します。
94	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	66	6	2_(2)_g_給水設備	各所実験室の一日使用水量についてご教示いただきたい。	実験室毎の使用水量を提示する事は困難なため、各官署の想定使用水量(実験用)について示します。 ・横浜税関:約0.8m3/日 ・横浜検疫所:約12.5m3/日 ・植物防疫所研修センター:約2.0m3/日
95	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	67	18	2_(2)_l_厨房機器設備	食事サービス提供業務の対象人数の要求水準をご教示いただきたい。(朝・昼・夕それぞれ設定がある場合は各々)	食事サービス提供業務の対象人数については事業者の提案によるため、下記の資料を参考に設定してください。 ・【参考資料4-10】「入居官署に関する資料」 ・【参考資料5-7】「福利厚生施設の利用実態等に関するアンケート調査結果」
96	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	67	34	2_(2)_n_排水処理設備	各実験室から排出される中和処理が必要な排水、及び滅菌処理が必要な排水について、処理装置を設置するとあるが、処理装置の仕様決定のための原水水質及び水量についてご教示いただきたい。	入札公告資料において示します。なお処理施設(装置)の設置、仕様等については、あらかじめ規制当局(横浜市環境創造局)との協議が必要となります。
97	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	71	27	第6節_1_(3)_a_コスト削減	「PFI方式によりコスト削減を図った内容を整理し、報告書としてとりまとめ」とありますが、削減のベースが分からないため、ご教示いただけないか。	今回のPFI事業を通常事業で行った場合のコストをベースとします。詳細は事業契約後の協議とします。
98	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	73	23	第4.6.2.(7)事業パンフレットの作成	事業パンフレットの様式・部数はどのように想定されておりますでしょうか。	【別添資料4-14】「施設整備業務に関する成果物」をご参照ください。
99	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	73	23	第6節_2_共通事項	(7)事業パンフレットの作成 事業パンフレットの具体的な中身(頁数、内容)、活用方法について教えていただきたい。	前段については、No98の回答をご参照ください。後段については、現場見学会等における配布などに活用する予定です。
100	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	73	35	第4.6.2.(10)国が行う調査への協力	国が行う調査への協力について、具体的な協力内容はどのようなものを想定されているのでしょうか。事業者にとって過度な負担となるものは対応できかねるため、ご教示頂きたく存じます。	No.46の回答をご参照ください。
101	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	73	37	第6節_2_(11)什器・備品の配置計画への協力	プロット図の作成は、全入居官署のすべての部屋を対象としていますか。	ご理解のとおりです。
102	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	73	37	第6節_2_(11)什器・備品の配置計画への協力	プロット図の作成の目的は、入居官署のレイアウト検討のためですか。または開署時の完成図書の意味合いでしょうか。	入居官署のレイアウトを検討するためのものです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
103	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	73	37	第6節 2.(11) 什器・備品の配置計画への協力	プロット図を作成する時期や回数の想定はありますか。	入居官署ごとに、基本設計終了時、工事着手前、工事期間中に実施することを想定しています。
104	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	74	2	第6.2.(12)_近隣対策	近隣協定の締結は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令に基づき必要な手続きを行うものとします。
105	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	76	4	第6節 3.(8)_a. プレゼンテーション資料	事業内容を紹介するプレゼンテーション資料、プレゼンテーションソフトとは具体的にどのような内容、ソフトが求められるか。	前段「プレゼンテーション資料」は、原文の記載及び【別添資料4-14】「施設整備業務に関する成果物」をご参照ください。後段「プレゼンテーションソフト」は使用するソフトは汎用性があるものが望ましいです。内容は事業提案によります。
106	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	79	33	第6.4.(8)_進捗状況報告書の提出	変動が5%とはかなりの精度です。施工計画の変更、設計変更等が発生しやすい建築工事において15～20%に緩和頂けなでしょうか。	原文のとおりとします。
107	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	79	33	第6.4.(8)_進捗状況報告書の提出	変動が5%生じた場合、修正工程を提出し、次月より修正工程にて報告としてもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
108	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	80	30	第4.6.4.(13) 地中障害物及び埋蔵文化財の撤去、搬出及び処分_b.	業務要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者はその撤去・搬出及び処分について国と協議を行うものとありますが、増加コストについては国負担との理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。
109	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	82	14	第6節 4.(20)_プレゼンテーション資料	建設工事内容を紹介するプレゼンテーション資料、プレゼンテーションソフトとは具体的にどのような内容、ソフトが求められるか。	No.105の回答をご参照ください。
110	(資料-1)要求水準書(案)第4章 施設整備	82	14	第6節 4.建設業務	(20)建設工事内容紹介プレゼンテーション資料の作成 プレゼンテーション資料の具体的な内容について教えていただきたい。	No.105の回答をご参照ください。
111	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	21	第5.1.2.(1)_a. (d)レイアウト変更対応業務	レイアウト変更業務は時期や回数が特定できるのでしょうか。人員配置等の関係で、時期の見込がたつのであればご教示頂きたく存じます。	ご指摘を踏まえ、回数については、【参考資料5-5】「室名変更、電話機及びフロアコンセント移動頻度の想定に係る参考資料」、【参考資料5-6】「レイアウト変更の想定(例示)」を1回/年に修正します。時期については未確定です。
112	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	26	第1.2.(1)_c.(a)	「入居官署が独自に実施する内装」とありますが、国が想定する具体的な内容(業務内容、頻度等)についてご教示ください。	ご指摘を踏まえ、以下の内容を明示します。 入居官署が独自に実施する内装は、横浜検疫所の検疫歴史資料展示室の展示関係、横浜税関等の事務室内のパーティション等です。維持管理の方法は業務要求水準書(案)で示す維持管理と同程度を想定しています。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
113	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	28	第1_2_(1)_c_(b)	「入居官署が独自に実施する備品等の維持管理」とありますが、国が想定する具体的な内容(備品の種類、数量等)についてご教示ください。	【参考資料4-12】「参考備品一覧」を想定しています。
114	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	29	第1_2_(1)_c_(c)	「入居官署が独自に実施する実験機器設備、その他専用機器等の維持管理」とありますが、国が想定する具体的な内容(設備の種類、数量等)についてご教示ください。	【別添資料4-8-2】「実験設備等一覧」、【別添資料4-8-5】「専用機器一覧表」を参照ください。
115	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	2	第1_2_(1)_c_(h)	「入居官署が独自に実施する清掃業務」とありますが、国が想定する具体的な内容(業務内容、範囲等)についてご教示ください。	業務内容は事業内業務と同程度を予定します。範囲は【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立ち入りの制限等」清掃業務範囲欄に◎と記載した室について職員が自ら実施します。
116	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	6	第1節_2_(2)_a_(a)警備業務	「警備業務(駐車場管理を含む)」とあるが、駐車場管理には料金収受業務も含まれるか。	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章. 第5節. 2. (1) o.(i)に記載の原文のとおり、現時点では、運営時の課金を予定していません。
117	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	18	第1_2_(2)_b_(b)業務提供期間	福利厚生サービス提供業務の業務開始日については、本施設への職員の入居が一定数以上となった日以降とする等、事業者からの提案について協議頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。福利厚生サービス提供業務の主旨に鑑みて、開始日は本施設の供用開始後、可能な限り早い時期に設定できるよう考慮してください。
118	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	23	第1_2_(2)_c_(a)	「入居官署が独自に実施する警備業務」とありますが、国が想定する具体的な内容(業務内容、範囲等)についてご教示ください。	業務内容は事業内業務と同程度を予定します。範囲は【別添資料4-2】「各室性能表」によります。
119	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	1	第1_3_(2)管理統括責任者の常駐時間	開庁時間(開庁日の8:00~19:00)のいずれかの時間で「休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分」かつ「月曜日から金曜日までの五日間」において、一日につき七時間四十五分」に準ずる時間常駐させ、管理統括責任者の代替者を管理統括責任者不在時に常駐させることを条件に、管路統括責任者の常駐時間帯については事業者提案に委ねられているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	1	第1_3_(2)	管理統括責任者は、警備責任者や他の業務責任者と兼務することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
121	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	1	第1節_3_(2)管理統括責任者	「管理統括責任者」及び「管理統括責任者不在時の代替者」は、各業務の責任者と兼任可能との理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
122	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	19	3_(6)	各業務従事者の24時間365日の常駐は必ずしも必要とせず、各業務従事者の配置時間は事業者の提案に委ねられているとの認識でよろしいでしょうか。	警備業務従事者は、【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」に記載の原文のとおり「常時(24時間、365日)対応とします。警備業務を除く業務従事者はご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
123	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	31	第1_4_(2)_e_	「単価根拠等が十分に説明できる資料を添えて」とありますが、人件費や、事業者の管理実績・ノウハウで単価設定している項目等、お示しできない内容もあるため、可能な範囲(項目)で根拠資料を提出することでよろしいでしょうか。	内訳書の内容について国が確認する資料が必要となるため、原文のとおりとします。
124	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	6	6	第1_5_(3)	各提出書類の規定書式はありますか。ある場合、フォーマット等を開示いただけますでしょうか。	フォーマットはありません。事業者の提案によります。
125	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	6	27	第1_5_(3)_a	「グリーン購入法特定調達品目の判断の基準を満たす調達品目の採用可否について併せて記載する」とありますが、採否の判断は事業者側にあるという理解でよろしいでしょうか。	第5章第1節4(14)に記載のとおり、「各業務の実施内容は、「グリーン購入法」に基づき、以下に示すグリーン購入法調達品目の判断基準をできる限り満たすよう努めるものとし、これによりがたい場合は国と協議する」とします。
126	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	7	32	第1節_5_(3)_d.消防計画書	本施設は管理権原が複数となっているが、自衛消防組織を統括する統括管理者とは別に、管理権原者を統括する統括防火・防災管理者が必要な場合、選任は国側にて行うという理解でよいか。	統括防火管理者及び統括防災管理者は事業者側で選任してください。
127	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	8	4	第1_5_(3)_d	統括管理者の選任とは、統括防火防災管理者を事業者から選任するという理解でよろしいでしょうか。	No.126の回答をご参照ください。
128	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	8	29	第5_1_5(4)報告書の作成、提出	それぞれの提出期限までに国に提出して確認を受けるとあるが、実際に報告書の提出は入居官署を代表する業績監視員に報告書の提出を行い内容を確認するという認識で良いか。	(資料-3-1)事業契約書(案)第19条のとおり、国が監視職員を置いたときは、監視職員へ提出し、監視職員が提出された資料を確認します。
129	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	8	29	第1_5_(4)	各提出書類の規定書式はありますか。ある場合、フォーマット等を開示いただけますでしょうか。	フォーマットはありません。事業者の提案によります。
130	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	9	35	第1_5_(4)_c	福利厚生サービスに係る利用者ニーズ調査を実施するのは事業者でしょうか。事業者の場合、調査方法については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。具体的な調査方法の指定がありましたらご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の提案に基づき協議となります。
131	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	26	第1_5_(5)_b	供給者からの電気、ガス及び水道料金の支払い事務(例えば、各請求書を受けて、各入居官署毎に請求書を発行し、入金・支払いの手続きを行う)は事業範囲外で、事業者が行う業務としては国から各料金の提示を受けて、負担割合に応じて負担額を算出した資料を提示すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	35	第5_1_5(6)緊急時の対応	国が作成する本施設のBCPや、入居官署のBCPが作成された場合には、それに対応した維持管理・運営体制を構築し計画書等に記載とあるが、維持管理・運営を行うにあたり設備等を更新する事や人員の増員が生じてしまう場合、費用は国が負担するという理解でよいか。	個別具体の事象に応じて協議します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
133	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	35	第5.1.5_(6)緊急時の対応	入居官署のBCPに変更が生じた場合、直ちに更新とあるが、維持管理・運営を行うにあたり何かを更新する事や人員の増員が生じてしまう場合、費用は国が負担するという理解でよいか。	No.132の回答をご参照ください。
134	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	35	第5.1.5_(6)緊急時の対応	BCPが作成された場合、それに対応した維持管理・運営体制を構築するとありますが、提案時に想定した体制より増員が必要となる変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。	No.132の回答をご参照ください。
135	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	35	第1.5_(6)国が作成するBCPへの対応体制	国や入居官署が作成するBCPにおいて事業者が提案する維持管理・運営の実施体制は考慮さるとの認識でよろしいでしょうか。	No.132の回答をご参照ください。
136	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	35	第1.5_(6)国が作成するBCPへの対応体制	国や入居官署が作成するBCPにおいて事業者側の人員体制等で対応できない等が判明した場合の対応方法については協議頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	No.132の回答をご参照ください。
137	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	5	第1.5_(6)_b	津波避難ビルとしての避難者への受け入れ対応について参考にすべき想定避難者数等はあるか。	事業者の提案によります。
138	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	7	第1.5_(6)_b	津波避難ビルとして避難者を受け入れた場合の事業者の業務について、国が想定している具体的な内容についてご教示ください。また、避難者や国の職員、業務従事者等在館者に対する非常食等備蓄品の準備は国負担との理解でよろしいでしょうか。	前段については、一時避難場所として想定しています。後段については、非常食等備蓄品の準備は、国の職員については各入居官署にて対応し、その他については、事業者の提案によります。
139	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	17	第1.5_(6)_f緊急時の対応	「国が緊急事態への対応のため職員及びその他職員が休日又は夜間に登庁する場合～」とありますが、入居官署の規定等で登庁を予定している事項がありましたらご開示頂けますでしょうか。 例)地震発生時においては震度●以上で入居官署の職員及びそのほか職員(計●名程度)が発災後約●●分程度での登庁を予定している。等	事業契約締結後の協議とします。
140	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	37	第1.5_(9)_a電波障害対策への対応	「携帯電話不感知対策」の対象とする通信事業者に指定はありますでしょうか。	事業者の提案によります。
141	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	12	1	第1.5(10)顧客満足度(CS)調査への協力	顧客満足度調査協力について、事業者にてアンケートの配布・回収・集計・分析を実施するとあるが、頻度をご提示頂きたい。	ご指摘を踏まえ、第1.5(10)顧客満足度(CS)調査への協力に、「施設引渡し後2年以上、3年未満の期間のうち1回行う。」と記載します。
142	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	12	1	第1.5_(10)	国が実施する顧客満足度調査の実施頻度をご教示ください。	No.141の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
143	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	12	11	第1_5_(12)	貸与いただく図面についてはCADデータによる貸与をいただけますでしょうか。	貸与は可能です。ご意見を踏まえて要求水準書に追記します。
144	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	12	26	第1_5_(12)_a(b)	資料の更新は、事業者が行った修繕又はレイアウトに限り、国が行った改修又は修繕等については国が更新を行い、事業者に貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、提供頂く際の図面等の資料についてはCADデータによる貸与との認識でよろしいでしょうか。	前段については、事業契約締結後の協議によります。後段については、No.143の回答をご参照ください。
145	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	13	26	第1_5_(14)_a_消耗品	消耗品は参考資料5-2「消耗品の実績」のみが事業範囲内であり、人居予定官署が独自に導入する機器の消耗品は含まれないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
146	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	18	9	第2節_2_(1)_f_(g)消耗品	消耗品の数量を予測することが困難なため、参考資料5-2「消耗品の実績」の数量のみを見込めばよいという理解でよろしいか。実績値を超えた分は国側で負担いただけないか。	実績値は参考資料であり、事業者の負担とします。
147	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	18	10	第2節_2_(2)廃棄物収集・監理に係る要求水準	廃棄物の収集方法や、パッカー車の車種・サイズについての考え方を提示いただきたい。	収集方法は、【別添資料5-4】「人居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」ごみ収集、【別添資料5-5】「廃棄物収集・管理等及び害虫防除に係る要求水準」廃棄物の収集」によります。パッカー車の車種・サイズについては、横浜市の指定工場に搬入出来る車となります。
148	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	18	14	第2節_2_(2).c 廃棄物収集・管理に係る要求水準	「人居官署が排出する廃棄物の合計を計量」となっているが、計量方法は袋換算ではなく、計量器を用いて重量を計量するとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
149	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	18	14	第2_2_(2)_c	「人居官署が排出する廃棄物の合計を計量し、～廃棄物量の把握を行う」とありますが、人居官署毎に計量・把握する必要はなく、全体の排出量を把握すればよろしいでしょうか。また、把握については、国が契約する運搬・処理業者が発行する manifests の数量を使用し、把握に努め、関係法令に係る必要な書類の作成を行えばよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、計量による把握です。
150	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	18	14	第2_2_(2)_c	「人居官署が排出する廃棄物の合計を計量し、～廃棄物量の把握を行う」とありますが、計量方法はゴミ袋のかさからkgを算出してもよろしいでしょうか。	No.148の回答をご参照ください。
151	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	18	14	第2_2_(2)_d	事業者が排出する廃棄物処理については、事業者が直接運搬・処理業者と契約し排出するのでしょうか。	廃棄物処理については管理官署および人居官署が連盟契約する運搬処理業者との契約に維持管理業務構成員が排出者として連名契約することを想定しています。SPCは排出者として連名契約出来ません。
152	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	19	8	第2_4_レイアウト変更対応業務(1)_b	「作業スペース確保のための什器・備品の移動及び復旧並びに復旧までの当該什器・備品の管理は事業者が行う」とあるが、参考資料5-6 レイアウト変更の想定(例示)(3)に挙げられるような工事に付随しない什器・備品の移動は事業者は請負わないという解釈で良いか。 (例:居室内 工事不要のレイアウト変更に伴う什器(ソファ、テーブル等)の移動は事業者は請負わない。)	専用部についてはご理解のとおりですが、共用部については事業者が行うものとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
153	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	19	35	第3_1_(1)_b	運営業務にて防犯装置(防犯センサ、防犯主装置(配線を含む))を調達する場合、リースやレンタルによる調達でもよろしいでしょうか。	警備業務については、リースやレンタルによる調達も可能です。
154	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	13	第3節_2_(2)共用部備品管理業務	共用部備品管理業務で、調達、更新する備品は、事業者管理資産として、事業期間中は事業者が所有権を有するとの理解でよろしいか。資料3-1事業契約書(案)第102条において「本契約が終了したときは、現状有姿で国に引渡し、その所有権その他の権利を国に移転する。」との定めがあることから、所有権の所在を確認する趣旨である。	ご理解のとおりです。
155	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	13	第5_3_2_(2)共用部備品管理業務	事業範囲に含まれる共用部備品の初期調達業務は建設業務の範囲内ではなく、当該項目の「共用部備品管理業務」を含むという理解でよろしいでしょうか。	当該項目の「共用部備品管理業務」の他、建設業務の範囲にて【別添資料4-8-1】「備品等一覧」の共用部備品を整備してください。
156	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	24	第3節_3_(1)_a(a)	「国は事業者が生じる費用や損失等を一切補てんしない。」とありますが、当該リスクを負うことができる事業者が少なく、入札・提案者数の減少に繋がるため、万が一利用が低調だった場合、国が最低喫食数を補てんして頂くことをご検討いただけないか。	原文のとおりとします。
157	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	29	第3節_3_(1)_a(c)費用負担の考え方	事業者が整備する厨房機器設備は事業費(運営費)の一部を含むとなっているが、運営費のどの区分(警備業務費、庁舎運用等業務費)を含むのか。	厨房機器設備は、(資料-1)業務要求水準書(案)第4章. 第5節. 2. (2). 1. のとおり、庁舎運用等業務費に含むものとして、【別添資料5-11】「共用部備品管理に係る要求水準」を修正します。
158	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	29	第3節_3_(1)_a(c)費用負担の考え方	食事提供サービスのため「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」に規定する「厨房機器」に類する厨房機器を整備した場合、事業終了時に当該設備は撤去するのか。それとも、国に引き渡すのか。	(資料-3-1)事業契約書(案)第102条に基づき対応します。
159	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	29	第3節_3_(1)_a(c)	業務要求水準書(案)第5章第3節20頁において、「厨房機器の整備を事業者が提案する場合、当該設備は事業費(運営費)の一部を含む」とあるが、(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)で定められている施設整備費のうち、施設費A(事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)の一部)に含まれるとの理解で良いか。	No.157の回答をご参照ください。
160	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20		第3節_3_(1)_a.費用負担の考え方	(e)について、外部への持ち運びが可能な形態で食事サービスが提供されない場合と外部持ち運び可能な形態での提供が可能な場合を混合とした場合の使用料負担の考え方をご開示いただきたい。	外部への持ち運びが困難な形態と可能な形態が混合する場合には、困難な形態を優先して使用料を徴収します。
161	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	29	第3_3_(1)_a_c	「厨房機器の整備を事業者が提案する場合、当該設備は事業費(運営費)の一部を含むものとする」とありますが、本施設で運営業務を行うにあたって必要な設備を初期調達・設置するという点から、施設整備で調達・設置する他の設備機器と同様と考え、事業費(施設整備費)に含めていただけないでしょうか。	厨房機器の設置については、事業者の提案に委ねているため、原文のとおりとします。
162	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	35	第3_3_(1)_a_d	自動販売機の光熱水費も費用負担となりますが、自動販売機を設置する場合は、メーターを設置し個別計量を行う必要があると考えてもよろしいでしょうか。また、メーターの設置は施設整備業務、福利厚生諸サービス提供業務のどちらで行うと考えればよろしいでしょうか。	前段については自動販売機毎にメーターを設置し個別計量を行う必要はありませんが、第5章第3節3.福利厚生サービス提供業務において事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分で使用する電気使用量・光熱水量の把握が可能なものとしてください。 後段については第5章第3節3.(1)a.(b)のとおり、施設整備業務で実施してください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
163	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	20	37	第3節_3_(1)_e_食事販売・提供スペースの使用料	事業敷地内もしくは本施設内で、昼食時間帯のみ仮設の販売店を設置し、外部への持ち運びが可能な形態で食事提供を行う場合は使用料が発生しないと考えてよいのか。	仮設であっても、食事販売・提供スペース等、事業者が占有して使用する部分は、使用料を徴収します。
164	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	21	4	第3節_3_(1)_a_(e)使用料	事業検討のため、行政財産の使用許可による使用料の参考値を、第一次審査通過者だけでなく、早めにご教示いただけないか。	本事業に係る参考値として第一次審査通過者へ提示する予定であるため、原文のとおりとします。
165	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	21	4	第3節_3_(1)_e_喫食可能スペースの使用料	外部への持ち運びが可能な形態と、外部への持ち運びが困難な形態での食事提供サービスを複合的に実施し、同一の喫食可能スペースを使用する場合、当該喫食可能スペースの使用料は徴収されないとの理解でよいのか。	No.160の回答をご参照ください。
166	(資料-1)要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	21	24	第3節_3_(1)_b_(b)_酒類販売	「酒類販売は、食事サービス提供業務及び売店運營業務に限り提案できる」とあるが、民間収益事業として酒類販売の提案を行うことはできないということか。	民間収益事業における酒類販売の提案は可能です。
167	(別添1-1)用語の定義	3	2	その他来庁者	その他来庁者として具体的に定義される人として、大規模災害等の緊急事態時の避難者以外にどのような目的で来庁する人を指すのか具体的に提示願いたい。	民間収益事業施設利用者等、一般来庁者以外の者を指します。
168	(別添4-2)各室性能表			全体	各室ごとの、入居予定職員数内訳を提示いただきたい。	入居官署の予定職員数は【参考資料4-10】をご参照ください。各室の予定職員数の内訳を提示する予定はありません。
169	(別添4-2)各室性能表			各室性能表	EXCELデータを提供いただきたい。	第一次審査通過者への提供を予定しています。貸与方法は入札公告資料において示します。
170	(別添4-2)各室性能表			各室性能表	Excelデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
171	(別添4-2)各室性能表	44		共用部	庁舎管理室、防災センター、中央監視室は効率的な運用の観点から一室として計画してもよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
172	(別添4-2)各室性能表	45	1	売店・食堂・厨房	各室性能表で定められた「売店・食堂・厨房」の面積を、需要予測などを踏まえ、提案時に増減させることは可能か。	食堂・厨房の面積及び売店の面積は要求水準のとおりとします。但し、厨房の有無は事業者の提案によります。
173	(別添4-2)各室性能表	45	2	食堂・厨房	食堂・厨房・厨房前室・食品庫・厨房事務室の室面積は合計450㎡とあるが、食堂・厨房等それぞれの面積は、提案する食事提供サービスの形態により事業者の任意で設定してもよいのか。	No.172の回答をご参照ください。
174	(別添4-2)各室性能表	46		各室性能表	昨今の厚生労働省による健康増進法改正案では、官公庁施設では屋内禁煙となっているが、一方、各室性能表には喫煙室(面積は適宜)との記載がある。健康増進法改正案が成立した場合、喫煙室は別の用途に置き換わると考えてよいのか。	事業契約締結後に健康増進法改正案が成立した場合は、(資料-3-1)事業契約書(案)第36条1項による協議を行う予定です。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
175	別添資料4-2各室性能表 別添資料4-2-6室別特記仕様書 別添資料4-8-4 入居官署電気設備性能				別添資料4-2各室性能表、別添資料4-2-6室別特記仕様書、別添資料4-8-4 入居官署電気設備性能を比べたところ、②横浜地方検察庁分室、④東京入国管理局横浜支局、⑤横浜税関、⑦横浜中税務署、⑩横浜国道事務所、⑭横浜営繕事務所において、監視カメラ・入退室管理・防犯センサーの設置有無の統一性や各機器が設置予定となっても性能表にも記載がなく、性能が不透明であるものが散見された。改めて、各官署毎の必要機器および性能について更新したものを提示してもらえないか。	ご指摘を踏まえ、【別添資料4-2】「各室性能表」⑤横浜税関・電気設備・防犯センサーの「(有)」は「有」に修正します。 【別添資料4-2】「各室性能表」⑦横浜中税務署・電気設備・監視カメラの「有」は「(有)」に修正します。 【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」⑭横浜国道事務所○一般事務室に「・防犯・入退室管理装置を設置する。」を追記します。 その他の入居官署については原文のとおりとします。
176	(別添4-2-6)室別特記仕様書	19	12	機械設備	「揮発性、引火性のある物質を扱うことから、防火構造の強化」と記載があるが、建築、電気設備を含め具体的な対応内容をご指示いただきたい。	ご指摘を踏まえ、溶剤実験室および石油実験室の「防火構造の強化」は削除します。 また、建築の具体的な対応は【別添資料4-2】「各室性能表」をご参照ください。電気設備は特にありません。
177	(別添4-2-6)室別特記仕様書	34	33	機械設備	スクラパー設置のご指示があるが、スクラパーの参考仕様及び対象粉塵についてご教示いただきたい。(他室のスクラパーについても共通)	【別添4-2-6】「室別特記仕様書」で湿式スクラパーを要求している系統以外は、乾式スクラパーの導入を想定しています。 但し、スクラパーの仕様および系統については、事業者の提案によります。
178	(別添4-2-6)室別特記仕様書	62	4	共通区分2_〇検疫歴史資料保管室_(建築)	金属ふたは国側で着工前に移動、保管されるとの理解でよろしいでしょうか。	入居官署で移動、保管します。時期については協議とします。
179	(別添4-2-6)室別特記仕様書	84		庁務員室等	庁務員室は事業者が使用可能な諸室という理解でよろしいでしょうか。入居官署が独自に実施する維持管理業務(清掃業務等)の作業員も利用されるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入居官署が独自に実施する維持管理業務(清掃業務等)の作業員は使用しません。
180	(別添4-2-6)室別特記仕様書	84		庁務員室等	清掃員詰所と清掃員控室の違いについてご教示ください。	ご指摘を踏まえ、「清掃員控室、守衛室要員・中央監視室要員の控室など含む。」に修正します。
181	(別添4-7)入居官署の諸室位置関係図	6		⑤横浜税関	事務室部門 事務室内にある、各部門・室の面積内訳を提示いただきたい。	入札公告資料において示します。
182	(別添4-8-5)専用機器一覧表	117	7	船舶通航信号装置	船舶通航信号装置信号板の台数は2とあるが2面設置と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
183	(別添4-10)既存建物等解体撤去	1	2	1. 解体工事範囲(2)	設置者にて撤去予定となっているものとは、何でしょうか。また設置者とは所轄官署を指し、ものによってはその官署が別途直営で撤去することを意味しているのでしょうか。	【参考資料4-4】「敷地測量建築物その他調査(抜粋)」の工作物調査平面図をご参照ください。
184	(別添4-10)既存建物等解体撤去	2	7	第4アスベストなどを含む資材の撤去について	調査の結果、対象が増えた場合の費用と工期は協議と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
185	(別添4-10)既存建物等解体撤去	2	15	第5PCBを含む資材の撤去	調査の結果、対象が増えた場合の費用と工期は協議と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
186	(別添4-10)既存建物等解体撤去	3	12	7. 発生材の再資源化(2)	有価物の数量(重量)については、国の引き取り先での計量結果でしか把握できないので、その結果を整理し、報告ということではよろしいでしょうか。	工事着手前に有価物の概算数量を提示していただきます。【別添資料4-10】に概算数量の作成を追記します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
187	(別添4-11)埋蔵文化財調査	1	14	3.適切な調査機関の設定	埋蔵文化財調査期間について、「事業者は自らの責任において適切に設定し、事業の工程に織り込む」とあるが、同頁4.その他の留意事項において、「事業の実施工程などに影響を生じさせる未知の埋蔵文化財が新たに発見された場合は、速やかに国に報告し、必要な協議を行う。」との記載がある。その際は本件工事の期間や本施設等の引渡時期及び施設整備費の変更等には対応いただけるという理解でよいか。	No.51の回答をご参照ください。
188	(別添4-11)埋蔵文化財調査	1	14	3.適切な調査期間の設定	「本事業の実施に伴い～工程に織り込む。」とあるが、仮に行政が調査機関を指定し、当該調査機関の都合により調査時期が遅延した場合、当該リスクは事業者負担か。また調査時期が遅延した場合、調査時期について貴省と協議を行うことが可能か。	行政による調査機関の指定は想定していません。
189	(別添4-14)施設整備業務に関する成果物	11	34	船舶通航信号装置	船舶通航信号装置信号板のサイズは2,3,4mとあるが24ページに図示により3m信号板でよいか。	【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」の18頁をご参照ください。
190	(別添4-14)施設整備業務に関する成果物	19	3	船舶動静監視テレビ装置	船舶動静監視テレビ装置の設置高さ、監視対象方向等の設置条件があればご教示いただきたい。	ご指摘を踏まえ、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」を「屋外に別途工事の船舶動静監視テレビ装置(撮影機部)の機器スペースを設ける。(位置:水平325度から145度の範囲に対して横浜港の船舶動静の監視ができるものとする。)」に修正します。
191	(別添4-14)施設整備業務に関する成果物	24	3	船舶通航信号装置	船舶通航信号装置信号板の視認対象範囲は瑞穂埠頭E以外にあるか。	【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」により計画してください。
192	(別添4-14)施設整備業務に関する成果物	24	3	船舶通航信号装置	船舶通航信号装置信号板とバラボラアンテナの位置関係は図示の関係以外可能か。	【参考資料4-14】「専用機器諸室参考レイアウト」に記載のとおり、ご理解のとおりです。対向となる空中線は【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」、83頁をご参照ください。
193	(別添5-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	25	受変電設備	受変電設備の年次点検(停電作業)について、休日日中に実施することは可能でしょうか	具体的な年次点検(停電作業)の日時は協議によります。
194	(別添5-2)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	15	電灯設備	「管球交換を遅滞なく行う」とありますが、深夜帯(22時～翌7時)は翌朝対応でも可能と考えてよろしいでしょうか。	【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」によります。
195	(別添5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	1	2	【凡例】(1)勤務時間、勤務の状況	「日曜日祝日開庁の状況」となっているが、土曜日の状況も、「日曜日祝日開庁の状況」に含まれるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、「日曜日祝日開庁の状況」を「土曜日日曜日祝日窓口開庁、勤務の状況」に修正します。なお、横浜税関の事務室(業務部特別通関部門)については、祝日を含め、08:30～17:00が通常勤務となる予定です。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
196	(別添5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	1	43	立入りに関する制限(時間帯)	「適」について、在室時でも職員の了解を得て業務を行うとありますが、不在時でも実施可能と考えてよろしいでしょうか。	不在時は実施不可能です。
197	(別添5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	2		立入りに関する制限(時間帯、入室許可)	時間帯が「外」で、入室許可が「立」の諸室については、在室時間前後の事業者が設定する作業時間帯に、職員様が立ち会われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	(別添5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	4	6	④東京入国管理局横浜支局横浜港分室_窓口開庁時間	東京入国管理局横浜支局横浜港分室は、日曜日祝日も「事務所として開庁あり」となっているが、日曜日祝日も「窓口開庁」ありとの理解でよいか。また、土曜日も同様の理解でよいか。	土日祝日において、窓口を開庁する場合があります。ご指摘を踏まえ、【別添資料5-4】「入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」を修正します。
199	(別添5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等	13	31	16官署及び共通部分	「16官署」とあるが、正しくは「15官署」でよいか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、15官署に修正します。
200	(別添5-4)入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等			ごみ収集	ごみ収集の流れとして、 ①各諸室→各階ごみ置場:職員が対応。 ②各階ごみ置場→ごみ保管庫:清掃業務として清掃員対応。 ③ごみ保管庫→館外:国が契約した運搬・処理業者が対応。 という考え方でよろしいでしょうか。	収集方法は、N0.147の回答をご参照ください。
201	(別添5-6)修繕に係る要求水準	1	2	(1)修繕業務の考え方	適切な維持管理を行い、事業者の責に帰さない事由での予測し難い機器の更新は、国の責任と負担で行うという理解でよいか。	個別具体の事象に応じて判断しますが、例えば不可抗力が原因となった場合には、(資料-3-1)事業契約書(案)第37条第2項に従います。
202	(別添5-6)修繕に係る要求水準	2	1	(2)修繕に係る要求水準	当該表に記載されていない、設備機器等の「更新」は除外という認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。但し当該表に記載がない設備機器等を事業者の提案により採用した場合は、更新および修繕の対象となります。
203	(別添5-7)レイアウト変更対応に係る要求水準	1	1	レイアウト変更に係る要求水準	「国の要請に応じ～」とあるが、各省庁からのレイアウト変更依頼については国(国土交通省・財務省)にて取り纏め、作業指示を頂けるとの認識で良いか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
204	(別添5-8)警備に係る要求水準	1	26	出入口等の閉鎖等	「主玄関は開庁時間帯・・・に開放する」となっているが、「別添資料5-4 入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」4頁の④東京入国管理局横浜支局横浜港分室は、日曜日祝日も「事務所として開庁あり」との規定から、日曜日祝日も主玄関を開放するとの理解でよいか。	土曜日日曜日祝日は、主玄関は開放せず、最終退館口の出入りを想定しています。ご指摘を踏まえ、「日曜日祝日開庁の状況」を「土曜日日曜日祝日窓口開庁、勤務の状況」に、「事務所として開庁あり」を「窓口開庁あり」に修正します。
205	(別添5-8)警備に係る要求水準	1	27	出入口等の閉鎖等	主玄関については、記載の開庁時間(8:00～19:00)以外は国からの要請が無い場合は開放を行う予定ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	(別添5-8)警備に係る要求水準	1	37	入館管理	「主玄関廻りに業務従事者が立喰すること等により」とありますが、事業者が設定した立喰時間帯以外で、入居官署の要請に基づき業務従事者が立喰等の対応時間を延長した場合、延長にかかる増額費用は国にて負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	(別添5-8)警備に係る要求水準	1	40	入館管理(主玄関)	主玄関については、全時間帯(開放を行わない開庁時間外(19:00～翌8:00))についても業務従事者の立喰が必要との理解でよろしいでしょうか。	開庁時間以外は、国からの要請がない限り不要です。【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」を修正します。
208	(別添5-8)警備に係る要求水準	1		業務提供対象	本事業の警備対象は、(専有部の内、入居官署が専ら警備する執務室及びその他の諸室並びにその出入口を除く)事業敷地内全てと理解するが、専有部で入居官署が警備しない箇所についての警備方法(夜間巡回等の必要性等)についてご教示頂きたい。	【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」の専用部によります。専用部内への巡回は事業者提案によります。
209	(別添5-8)警備に係る要求水準	1		入居官署が専ら警備する警備会社との調整	各入居官署が各機械警備会社との契約する場合は、事業者側で防犯センサを用意する必要はないと考えるが、別添資料4-8-4入居官署電気設備性能書に防犯設備等があり、内容的に機械警備のことを指していると考え。防犯センサ、監視カメラをはじめとするその他の電気設備機器は、事業者側若しくは各入居官署側のどちらで用意するのをご教示頂きたい。	工事区分については【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」、【別添資料4-2】「各室性能表」をご参照ください。
210	(別添5-8)警備に係る要求水準	2	10	入館管理(最終退館口)	職員、来庁者の入館に支障がないよう管理を行う。(原則として職員の場合は身分証の確認、来庁者の場合は職員の協力による確認とする。)との事ですが、職員の場合はカード等での解錠とすることも可能でしょうか。	事業者の提案によります。
211	(別添5-8)警備に係る要求水準	2	40	官用車庫の管理	管理シャッターの開閉時間の指定はあるのでしょうか。ある場合の時間についてご教示ください。	開庁時間帯(8:00～19:00)と同じとし、【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」に追記します。
212	(別添5-8)警備に係る要求水準	2		本施設の管理(専有部)	室内が無くなった時間帯にて、「建物窓側は適宜防犯センサ等にて監視する」とあるが、専有部の警備に関しては、警備業務対象外ではないのか。	【別添資料5-8】「警備に係る要求水準」を次のとおり修正します。 業務提供対象:以下の部分は業務対象外とする。 「専用部の内、入居官署が専ら警備(機械警備)する執務室及びその他の諸室並びにその出入口」を「専用部の内、入居官署が専ら警備(機械警備)する室」に修正します。
213	(別添5-8)警備に係る要求水準	2		本施設の管理(専有部)	「共用廊下と専有部との境界は、防犯センサ等にて監視する」とあるが、専有部で警備する場合は、1つの扉に専有部側と共用部側の両方に防犯センサーを設置するという理解なのか。	専用部のみとします。
214	(別添5-8)警備に係る要求水準	2		入館管理(最終退館口)	専有部の防犯センサー等の作動手順に関して記載があるが、専有部の機械警備は、入居官署毎の契約となるので、鍵管理装置で防犯センサ作動を連携させるのは困難ではないのか。また、複数の鍵管理装置の設置も選択肢に入れているのか。	前段については、防犯用センサの操作は、鍵保管装置と連動以外も可能です。防犯用センサの操作方法は事業者の提案によります。後段については、複数の鍵保管装置の設置は可能です。
215	(別添5-8)警備に係る要求水準	3	1	来庁者駐車場の入場管理	敷地出入口付近で入構しようとする車両の整理・誘導を適宜行う者と、駐車場出入口の駐車場管理員はそれぞれ配置する必要があるのでしょうか。	事業者の提案によります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
216	(別添5-8)警備に係る要求水準	3	7	来庁者駐車場の管理 車両の入場管理 利用時間帯	駐車場管制設備の監視として「駐車券の出し入れ」となっているが、当該駐車券の作成費用は、事業者負担でよいか。	ご理解のとおりです。
217	(別添5-8)警備に係る要求水準	3	38	非常時の措置	入居官署が専ら警備する執務室の警報監視について、入居官署のみで行い、防災センター及び庁舎管理室等で事業者が行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、入居官署が専ら警備する執務室の警報監視は、中央監視制御設備等に移報を行い監視ができるものとします。
218	(別添5-9)庁舎運用に係る要求水準	1	18	共用会議室利用時の対応	開庁時間内は利用可能であることは、当該時間外での使用は認めないとの理解でよろしいでしょうか。	会議室の利用については原則当該時間外での使用は認めません。
219	(別添5-9)庁舎運用に係る要求水準	1		共用会議室利用時の対応	会議室利用に伴う設営作業等については、使用される職員等にて御対応いただくものとし、事業者による対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	(別添5-9)庁舎運用に係る要求水準	2	11	公衆電話の設置	電気通信事業者と協議を行った結果、公衆電話の設置に至らなかった場合の国の考えをお示してください。	電気通信事業者と協議を行い、公衆電話の設置が可能となるよう努めてください。協議に努めた結果、設置に至らないことを国が認めた場合、事業者負担での設置は必要ありません。
221	(別添5-10)福利厚生サービス提供業務に係る要求水準	1	3	a.福利厚生サービスの提供形態	「その場で自ら調理した食事を提供する形態、予め調理加工された食材をその場で加熱調理し食事を提供する形態、それらを持ち運びできる様に提供する形態、またそれらの形態の組合せや複数業者による営業」とあるが、食事提供形態に国が求める優先順位はなく、形態の選定は事業者の提案によるとの理解でよいか。	食事提供形態による評価の方法等は、入札公告資料において示します。
222	(別添5-10)福利厚生サービス提供業務に係る要求水準	1	30	(1)_e.メニュー・料金	食事メニューとして必須となる内容はあるかご教示いただきたい。	必須となるメニューはありません。
223	(別添5-10)福利厚生サービス提供業務に係る要求水準	1		(1)_食事サービス提供業務に係る要求水準	「外部との直接の出入口を設けること～妨げない」とあります。外部からの利用を想定する場合、外部からの利用者を取込む目的として、外部利用者に向けて店舗サイン・意匠等を目立たせる必要性がありますが(サインポールの設置等含む)、施設全体の景観に支障をきたさない範囲であれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、外部との直接の出入口を設けたり、外部利用者への誘導等を行うことにより発生する追加費用については、事業者の負担となります。
224	(別添5-10)福利厚生サービス提供業務に係る要求水準	1		(1)_食事サービス提供業務に係る要求水準	サービスの提供の形態は事業者の提案ということですが、収支状況、利用状況等によって、国と協議のうえ、サービスの提供形態の変更または廃止はお認め頂けるとい理解でよろしいでしょうか。	サービスの提供形態の変更について協議に応じることは可能ですが、廃止は認められません。
225	(別添5-10)福利厚生サービス提供業務に係る要求水準	1		(1)_食事サービス提供業務に係る要求水準	福利厚生諸サービス提供業務について、明らかに発注者の帰責事由により事業の継続性が困難となった場合(収益性の著しい低下等)、帰責事由発生時点でサービスの提供形態の変更や廃止、または行政財産の使用料が免責されるものと理解でよろしいでしょうか。	福利厚生サービス提供業務について、明らかに発注者の帰責事由により事業の継続性が困難となった場合、福利厚生サービス提供業務の継続を可能とするための要求水準の変更等の対応について協議するものと理解ください。なお、国有財産使用料が免除されることはありません。
226	(別添5-11)共用部備品管理に係る要求水準	1	1	共用部備品	別添資料5-11の共用部備品は、事業範囲内に含まれるか。含まれる場合、適宜の数量は事業者の提案で、国が運用する上で不足する分は国の負担という理解でよいか。	前段については、事業内に含まれます。後段については、運用上不足しないことを前提として、事業者の提案によります。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
227	(別添5-11)共用部備品管理に係る要求水準	1		共用部備品調達	机・椅子等について、所要数を「適宜」とされている諸室が複数ございますが、提案によるということでしょうか。また、国の要望に応じて提案内容から数量・仕様の変更があった場合は、減額・増額による協議・調整を行うものと考えてよろしいでしょうか。	No.226の回答をご参照ください。
228	(別添5-11)共用部備品管理に係る要求水準	1			別添資料5-11j共用部備品管理の備品一覧に記載のない施設備品として必要な備品(高所作業車、カラーコーン、ポールパーテーション、土嚢、台車、脚立、傘立て(主玄関ホール以外)、トラロープ、サインスタンド、雨用マット等)については、国負担、事業者負担のどちらでしょうか。	維持管理・運営業務上必要な備品は、事業者の負担にて適宜調達してください。
229	(別添5-12)維持管理・運営業務に関する成果物	1		—	報告書の提出部数が原図1部・コピー10部とありますが、業績監視員に提出で良いか。また業績監視員が入居官署へ報告書をもってご報告頂けるという解釈でよいか。	報告書の提出コピー部数は、2部に修正します。提出は、(資料-3-1)事業契約書(案)第19条のとおり、国が監視職員を置いたときは、監視職員へ提出してください。後段については、事業契約締結後の協議によります。
230	(参考4-1)周辺の社会基盤の状況	1	2	電力	電力供給(特別高圧22KV)の本敷地への分岐可能位置を御教示いただきたい。	電力事業者に照会してください。
231	(参考4-1)周辺の社会基盤の状況	1	2	通信	通信の本敷地への分岐可能位置をご教示いただきたい。	通信事業者に照会してください。
232	(参考4-2)敷地測量図	1		用地実測図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
233	(参考4-2)敷地測量図	2		用地平面図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
234	(参考4-2)敷地測量図				用地実測図及び用地平面図のDXF形式のCADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
235	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	1		高低図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
236	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	2		排水調査平面図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
237	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	6		工作物調査平面図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
238	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	11		立木調査平面図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
239	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	12		電気設備調査平面図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
240	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	19		機械設備調査平面図	CADデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
241	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	22	15	別紙2_土地利用の履歴等年表(2/2)【総評】	土壌汚染の可能性は否定できないとありますが、土壌汚染処理費用等については別途との理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。
242	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)	22	15	別紙2_土地利用の履歴等年表(2/2)【総評】	自然由来による基準超過土が確認された場合の処理費用は別途との理解でよろしいでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。
243	(参考4-4)敷地測量建築物その他調査(抜粋)				高低図、排水調査平面図、工作物調査平面図、立木調査平面図、電気設備調査平面図及び機械設備調査平面図のDXF形式のCADデータを提供いただきたい。	No.235～240の回答をご参照ください。
244	(参考4-5)地盤調査(抜粋)			原位置試験	原位置試験を実施されている場合は、資料をお示しいただきたい。	実施方針に示す第一次審査結果の通知において、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に貸与します。
245	(参考4-5)地盤調査(抜粋)			物理試験、力学試験	物理試験、力学試験を実施されている場合は、資料をお示しいただきたい。	実施方針に示す第一次審査結果の通知において、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に貸与します。
246	(参考4-6)埋蔵文化財試掘調査(抜粋)	3	11	2. 調査概要	ガレキ整地層(3層)などについては、地中障害として増加費用対象との理解でよろしいでしょうか。	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章. 第6節. 4. (13)に記載のとおり、【参考資料4-6】「埋蔵文化財試掘調査」として明示されたものについては、本業務の範囲に含まれます。
247	(参考4-6)埋蔵文化財試掘調査(抜粋)	3	11	2. 調査概要	埋蔵文化財の撤去については、地中障害として別途費用とできないでしょうか。	埋蔵文化財調査で出土した埋蔵文化財については、【別添資料4-11】「埋蔵文化財調査」4. に記載のとおり、本業務の範囲に含まれます。
248	(参考4-6)埋蔵文化財試掘調査(抜粋)	11		現況図	白黒のため、範囲の識別が困難です。範囲が明確にわかる資料はございますか。	入札公告資料において示します。
249	(参考4-10)入居官署に関する資料	1	1	入居官署に関する費用	参考資料4-10に関し、設計時に考慮すべきものは、要求水準、別添資料の中で整理、反映されていると考えてよいか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
250	(参考4-10)入居官署に関する資料	2	28	ケ_非常用飲料水及び備蓄食料	「非常用飲料水及び備蓄食料」の調達及び維持管理は本事業の業務範囲か。	事業外とします。
251	(参考4-10)入居官署に関する資料	3	11	法務省 横浜地方検察庁分室(②横浜地方横浜地方検察庁分室)	エ勤務時間に「参考資料5-4・・・」となっているが、正しくは「別添資料5-4・・・」でよいか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、【別添資料5-4】に修正します。
252	(参考4-10)入居官署に関する資料	18	14	ケ_1_備蓄について	「全職員」とは、本施設の全職員ではなく、当該官署(横浜国道事務所)の全職員との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
253	(参考4-12)参考備品一覧				Excelデータを提供いただきたい。	No.169の回答をご参照ください。
254	(参考4-13)実験室参考レイアウト	32		⑧横浜検疫所:残留農薬部門全体レイアウト	図面上の目盛数字の単位は、1マス=1mと考えてよいか。また、そのほかの実験室参考レイアウトで、目盛数字の単位が記載されていない場合も同様と考えてよいか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、当該レイアウト条件及び【別添資料4-2】「各室性能表」を満たす室寸法を提案してください。
255	(参考4-13)実験室参考レイアウト	37		⑧横浜検疫所:残留農薬ドラフト室	⑥廃液容器保管庫のうち一つが室外に配置されているが、実験室内に配置されるべきものと考えてよいか。	廃液容器保管庫の設置予定は2つのため、レイアウト上、室外配置となっている1つについては削除します。
256	(参考4-13)実験室参考レイアウト	98		⑧横浜検疫所:感染症廃棄物一時保管庫	室内には、何もレイアウトされないと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
257	(参考4-13)実験室参考レイアウト			全体	各室で建具の表現(実線、破線、折れ線、出入口という表記、黒線ドア、グレー線ドア)が異なるため、それぞれの凡例を提示いただきたい。(既に記載されている実験室参考レイアウトを除く)	当該資料は実験機器等のレイアウトを示す参考資料であるため、原文のとおりとします。なお、内部建具については、(資料-1)業務要求水準書(案)第4章第5節1.(6)、【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」をご参照ください。
258	(参考4-14)専用機器諸室参考レイアウト	6	10	積雪深計	横浜国道事務所設置の積雪深計の設置高さをご教示いただきたい。	高さ2~4m程度を想定します。
259	(参考4-14)専用機器諸室参考レイアウト	6	14	積雪深計	積雪深計から半径10m内に構造物が無いこととあるが、積雪深計取付用の架台も構造物に含まれるのかご教示いただきたい。	積雪深計取付用の架台は構造物に含みません。
260	(参考4-14)専用機器諸室参考レイアウト	8	17	マイクロ回線用アンテナ	遮蔽が想定される構造物として神奈川県警察本部庁舎とあるが、本部庁舎の高さ等の資料をご教示いただきたい。	事業者にて確認してください。
261	(参考4-14)専用機器諸室参考レイアウト	8	17	マイクロ回線用アンテナ	遮蔽が想定される構造物として停泊する船舶とあるが、想定される船舶等の資料をご教示いただきたい。	全長は大さん橋ふ頭に入港できる着岸実績のある客船より想定、高さは横浜ベイブリッジの桁下高制限より想定してください。
262	(参考4-22)国が行った事前確認の概要	1		確認内容一覧	横浜市駐車場条例の附置義務に関する協議結果(本施設の用途種別等)があれば提示いただきたい。	横浜市駐車場条例の解説をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
263	(参考4-22)国が行った事前確認の概要				横浜市駐車場条例の附置義務について、用途種別等の協議内容結果を教えてください。	No.262の回答をご参照ください。
264	(参考5-4)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1			産業廃棄物処理責任者及び廃棄物管理責任者は職員から選任されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	(参考5-4)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1		(3)業務要求水準第5章. 第2節. 5. (1)及び(2)に係るもの	業務要求水準書(案)に第5章. 第2節. 5. (1)及び(2)の記載がありません 第5章. 第2節. 4. (1)及び(2)までの記載になっております	ご指摘を踏まえ、【参考資料5-4】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」を修正します。
266	(参考5-5)室名変更、電話機及びフロアコンセント移動頻度の想定に係る参考資料	1			「室名変更の頻度」及び「電話機及びフロアコンセント移動の頻度」は想定であり、年度において異なる場合がある。」とありますが、想定をはるかに超える頻度であった場合、増加費用について費用の見直しは可能でしょうか。	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)をご参照ください。
267	(参考5-6)レイアウト変更の想定(例示)	1	1	レイアウト変更の想定(例示)	レイアウト変更について専有部:2回/年、共用部:1回/年想定と記載があるが、全ての想定回数か、各省庁別での想定回数なのかご教示願いたい。	庁舎全体の想定回数としています。回数については、No.111の回答をご参照ください。
268	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	1	20	第1_1_._(1)_①_(ア)施設費A	現在、日本においても国際会計基準(IFRS)の統一を視野に入れた収益認識基準の変更が予定されているとの話がある中で、万一、割賦会計基準の変更を起因とした事業費の増額見直しが必要となった場合には、法令変更扱いとして協議等に応じて頂けるのでしょうか。(消費税還付スキームが使えなくなると、資金調達に係るコストが増える(施設整備費が増える)ためです。)	実際の会計基準の変更内容を踏まえて個別に判断しますが、ご質問の場合は(資料-3-1)事業契約書(案)第36条第4項第3号に該当することが想定されます。
269	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	1	22	第1_1_(1)_①_(ア)入居官署が独自に導入する一部機器	「入居官署が独自に導入する一部機器」とは、具体的にどの資料を示すのか。別添資料4-8-1、別添資料4-8-2(PFI事業内に○があるもの)、別添資料4-8-3、別添資料4-8-4が含まれ、別添資料4-8-5は含まれないという理解で間違いないか。	「入居官署が独自に導入する一部機器」とは【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」における「事業区分B」および「事業区分C」が対象となります。なお、対象となる具体的資料は【別添資料4-8-1】、【別添資料4-8-2】(PFI事業内に○があるもの)、【別添資料4-8-4】(監視カメラ設備を除く全ての設備)です。
270	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	1	24	第1_1_._(1)_①_(ア)施設費A	初期投資として認められる費用の按分方法として、それぞれの「業務費の金額に応じた按分」としてもよろしいでしょうか。	貴見のとおり、業務費の金額による按分も可能ですが、具体的な按分方法は事業者の提案によります。
271	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	1	24	第1_1_._(1)_①_(ア)施設費A	初期投資として認められる費用の按分方法として、それぞれの施設整備に要する「業務期間(月数)に応じた按分」としてもよろしいでしょうか。	No.270の回答をご参照ください。
272	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	1	27	第1_1_(1)_①_(ア)施設費A	「施設整備に関する初期投資として認められる費用については、施設費B-1及び施設費B-2と当該期間の各業務の業務量に応じた合理的な比率で按分する」となっているが、施設整備に関する初期投資として認められる費用は、施設費A、施設費B-1及び施設費B-2の各事業費の比率に基づき各事業費に按分するとの理解でよろしいか。	No.270の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
273	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	2	1	第1_1._(1)_②施設整備費B	施設整備費B・Cにも記載のない、神奈川行政評価事務所と横浜通商事務所とは、独自に導入する機器の整備業務がないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	2	1	第1_②施設整備費B	施設整備費Bの対象となる機器、資料名等をご教示いただけないか。	(資料-1)業務要求水準書(案)【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」をご参照ください。
275	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	2	23	第1_③施設整備費C	施設整備費Cの対象となる機器、資料名等をご教示いただけないか。	【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」をご参照ください。
276	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	2	24	第1_1._(1)_③施設整備費C	施設整備費B・Cにも記載のない、神奈川行政評価事務所と横浜通商事務所とは、独自に導入する機器の整備業務がないという理解で良いでしょうか。	No.273の回答をご参照ください。
277	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	2	24	第1_1(1)③施設整備費C	別添資料2-1「本事業の業務内容及び事業区分」では、「①神奈川行政評価事務所」と「①横浜通商事務所」にも事業区分C(施設整備費C)が入っているが、資料-2「事業費の算定及び支払方法(案)」の施設整備費Cの構成には、当該2官署に該当する項目が入っていない。神奈川行政評価事務所と横浜通商事務所の事業区分C(施設整備費C)に該当する費用はどの項目に入れればよいか。	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)のとおり、施設整備費Cに含まれる、神奈川行政評価事務所及び横浜通商事務所が独自に導入する一部機器の整備業務はありません。合わせてNo.273の回答をご参照ください。なお、【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」については、入札公告資料において修正します。
278	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	7	14	第2.3._(1)_①_(ア)施設費A	施設整備費Aの分割払いの方法は、元利均等払いではなくて元金均等払いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	7	20	第2.3._(1)_①_(イ)割賦手数料A	基準金利の金利確定日が平成34年3月1日となっておりますが、本施設の引渡し日は平成35年3月31日であるため、実際に施設A及びBに対する借入を行う時点より1年以上も前の金利を適用する内容となっております。その間の金利変動リスクは過分であると考えますので、本施設の引渡し日の2銀行営業日前とするなど、再考願えませんでしょうか。	原文のとおりとします。
280	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	7	28	基準金利	本施設等の引渡しは平成35年3月31日であるが、基準金利の金利確定日は平成34年3月1日となっている。金利確定日と本施設等の引渡し日に1年以上の乖離があるが、金利確定日は平成35年3月1日ではないのか。	No.279の回答をご参照ください。
281	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	7	28	第2.3.(1)①_(イ)金利確定日	金利確定日の平成34年3月1日は本施設等の引渡し(平成35年3月31日)の1年前となっているが、金利コストを削減するため、金利確定日を引渡し日の2営業日前等にいただけないか。	No.279の回答をご参照ください。
282	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	8	4	基準金利	LIBORが廃止された場合、基準金利は国と事業者の協議で定めるという理解でよいか。	基準金利を計算するための指標の改変や廃止があった場合は事業契約第110条に基づき、国は事業者と協議を行います。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
283	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	8	23	第2.3._(1)_②_(ア)施設費B	施設整備費Bの分割払いの方法は、元利均等払いではなくて元金均等払いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	9	4	第2.3._(1)_③施設整備費C	施設整備費Cの請求書を提出出来るタイミングとして、国から引渡しを受けた旨の通知等が為された後に提出できるとの理解でよろしいでしょうか。	(資料-3-1)事業契約書(案)第80条の規定のとおり、本施設等の引渡し後に請求できます。
285	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	9	10	第2.3._(2)維持管理・運営費	仮に2024年3月31日に完了してレイアウト変更に係る業務費については、同年4月30日までにはお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	9	25	第2.3.(4)_消費税等	入札にあたっての消費税率は、8%との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
287	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	10	12	第3入札価格及び落札価格との関係	適用消費税率について、仮に入札書提出時(平成30年9月頃)に8%だった消費税率が、事業契約・工事請負契約・維持管理・運営契約等を締結する時点で税率が変更となった場合、変更後の税率で計算された事業費をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	消費税の税率変更があった場合は(資料-3-1)事業契約書(案)第36条第4項ただし書の規定に従いますが、事業費のうち施設整備費に限り、工事の請負契約に係る新税率の適用時期に関する経過措置に準じて取扱います。
288	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	10	16	3_消費税率	「消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。」とあるが、平成31年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げ(平成28年8月24日閣議決定)を見込む必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
289	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	11	1	第5.1. _基本的考え方	「技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含む。」とありますが、本事業において具体的にはどのような事態を想定されていますでしょうか。また、国は事業者に対してどの様に係る場合のある事をお示し頂ご予約でしょうか。	建設工法や検査機器等に係る技術革新などを想定しています。なお、手続については(資料-3-1)事業契約書(案)第32条第2項の規定に従います。
290	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	11	1	第5.1. _基本的考え方	「技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含む。」とありますが、例えば、追加の施設整備費用を投入することで以後の維持管理・運営費用の削減が見込まれる場合、追加費用に対する支払は、一括払いとして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。(割賦払いとされる場合は、追加の融資契約締結に係る相応の費用を含めて頂く必要が生じます。)	貴見のケースにおける追加費用に対する支払は想定していません。
291	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	11	7	施設整備費の物価変動に基づく改定	「事業契約書(案)第30条に基づく改定を除き、…」とあるが、「第31条」の誤りではないか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、第31条に修正します。
292	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	13	4	第5.3_④基準改定	文章だけでは双方の理解に齟齬が生じる恐れがあるため、実例を示して解説いただけないか。	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)第5. 3. ④の(計算例)をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
293	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	13	4	第5.3_④基準改定	「基準改定」とは、例えば「企業向けサービス価格指数」は、2015年に2005年平均＝100%から2010年平均＝100%に改定されているが、このような改定のことをさすのか？	ご理解のとおりです。
294	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	13	5	第5.3_④基準改定	「改定指標の基準改定が実施される年度」における改定率の計算は、基準改定後の指標で計算されるのか？	旧基準の改訂指標に基づき、評価及び改定を行います。
295	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	13	29	第5.3_④基準改定	「平成31年度の指数(平成31年4月10日時点で確認できる最新の指標)」とあるが、平成31年4月10日時点では、平成31年2月の速報値までしか公表されておらず、年度の指数としては平成30年度の指数までしか確認できないと思われるがどうか？(以下例示されている平成36年度・平成37年度の指数も同様)	例えば、使用する指標のうち企業向けサービス価格指数の場合、平成31年4月10日時点で確認できる最新の指標とは、原則として平成31年1月の確報値であり、当該指標を平成31年度の指数としています。
296	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	15	8	別紙2.1. 基本的な考え方	「施設残存費」が定義付けされていませんが、毎年度の計算期日(4月末、9月末)時点において、本割賦対象施設費のうち、元本支払が済んでいない部分、との理解でよろしいでしょうか。	施設残存費は、各支払(予定)期日(4月30日・10月30日)における割賦対象施設費の残高です。
297	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	17	5	別紙2.3. 入札時における基準金利	入札に用いる基準金利は、HP等にてお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。(認識の違いを防ぐためです。)	ご理解のとおりです。
298	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	19	33	別紙1_事業費の内訳_1/2ページ	施設費B-2、C-1、C-2、C-3、C-5、C-6、C-7、C-9、C-10、C-11には設計費・工事監理費の記載がございませんが、その理由をお示し下さい。(設計費と工事監理費が記載されていないのは、施設整備全体に係る設計費と工事監理費を配賦してはならないという事でしょうか。)	施設費B-1、C-4、C-8に記載の設計費・工事監理費については、(資料-1)業務要求水準書(案)【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」で示した対象のみを計上してください。上記以外の設計費・工事監理費については、施設費Aに含めてください。なお、詳細は要求水準書(案)【別添資料2-1】「本事業の業務内容及び事業区分」をご参照ください。
299	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	19	44	別紙1_事業費の内訳_1/2ページ	施設費C-1～11には、「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」との記載がある一方で、「事業者の開業に伴う諸費用」や「事業者の運営費」の記載がないことは、当該金額を含めてはならないとのことでしょうか。(例えば、設立登記業務や役員変更に係る司法書士報酬は施設費Cには賦課できないが、契約締結業務に係る弁護士報酬は全施設に賦課できるという理解でよろしいでしょうか。)	「事業者の開業に伴う諸費用」や「事業者の運営費(契約締結業務に係る弁護士報酬含む)の一部(引渡日まで)」については、割賦対象施設費に含め、施設費A、B-1、B-2に当該期間の各業務の業務量に応じた合理的な比率で按分してください。
300	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	19	44	別紙1_事業費の内訳_1/2ページ	施設費C-1～11に、建中金利の算入は認められている一方で、融資組成手数料が含まれていないのはなぜでしょうか。(融資があるからこそ、建中金利が発生するとの理解です。)	融資組成手数料及び建中金利が発生する場合は、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等として施設費に含めて計上してください。なお、(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)別紙1における、施設費C-1～11の費用の内訳にある建中金利は削除として、入札公告資料において修正します。
301	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)	20	35	別紙1_事業費の内訳_2/2ページ	レイアウト変更対応業務に係る保険料は、業務費に応じて変動することから、「その他の費用」内の保険料には含めず、「レイアウト変更対応業務費(に係る保険料として)」に含めることでよろしいでしょうか。	業務量に応じて変動するレイアウト変更対応業務に係る保険料についてはご理解のとおりですが、入札価格に含める年度あたりの金額(税抜)は入札公告資料において示しますので、入札時は当該金額を見込んでください。なお、それ以外の維持管理・運営業務に係る保険料については、その他の費用に含めてください。
302	(資料-3-1)事業契約書(案)	4	12	第2_第9条(契約の保証)	契約保証金額は、本件工事費等の10分の1以上に、別途消費税等を加算した金額でしょうか。それとも加算しない金額でしょうか。	(資料-3-1)事業契約書(案)別紙2_106.本件工事費等に規定のとおり、本件工事費等には消費税及び地方消費税が含まれますが、契約保証金額に別途消費税等を加算することはありません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
303	(資料-3-1)事業契約書(案)	5	12	第2_第10条(権利義務の譲渡等)_1	金融機関から融資を受ける場合、SPCの株式に担保設定を求められることが一般的ですが、これに関しては承諾頂けるかの理解でよろしいでしょうか。	No.56の回答をご参照ください。
304	(資料-3-1)事業契約書(案)	5	23	第11条 事業者の責任	国・事業者のいずれとも関係のない第三者の責めに帰すべき事由による場合や、帰責者不明の場合の責任の負担は国との理解でよいか。	第三者の帰責事由や帰責者不明の場合の責任については、本契約に別途規定されている場合を除き、事業者負担となります。
305	(資料-3-1)事業契約書(案)	7	6	第14条_2_第三者の知的財産権等の侵害	国が工事材料、建築設備の機器、施工方法等を指定した場合において、知的財産権等の対象である旨の明示がなくかつ事業者がその存在を知らなかったときは、国のリスク負担として頂けないか。	国が工事材料、建築設備の機器、施工方法等を指定することは想定していないため、原文のとおりとします。
306	(資料-3-1)事業契約書(案)	7	13	(選定企業の使用等)15条	各業務の委託先が関東地方整備局長より指名停止期間中でも委託又は請負契約締結は可能と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
307	(資料-3-1)事業契約書(案)	7	21	第15条_2_選定企業の使用等	「事業契約書等において定める、各業務以外の業務の全部又は一部を各選定企業に委任し、又は請け負わせることができる」となっているが、本規定は、明らかに選定企業以外の企業に委任等する必要がある業務(会計監査業務やアドバイザー業務など)を選定企業以外の企業に委任等することを妨げるものではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
308	(資料-3-1)事業契約書(案)	7	21	第15条_2_選定企業の使用等	「事業契約書等において定める、各業務以外の業務の全部又は一部を各選定企業に委任し、又は請け負わせることができる」となっているが、民間収益事業は、「各業務以外の業務」ではあるものの、選定企業以外の企業に委任等することは可能との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
309	(資料-3-1)事業契約書(案)	7	25	第15条_選定企業の使用等	特段の事情が無い限り、承諾は通知及び契約書案の提出から14日以内に頂けると考えてよいか。	契約書案の内容に疑義等がなければ、国は14日以内に承諾を行います。契約書案の内容に疑義等があり、事業者に照会や確認等を行う必要がある場合、この限りではありません。
310	(資料-3-1)事業契約書(案)	8	1	第15条_6_選定企業の使用等	「本契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担及び賠償しなければならない」となっているが、協議の余地を頂きたい。	原文のとおりとします。
311	(資料-3-1)事業契約書(案)	8	13	第16条第4項_選定企業の一括委任	「運營業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない」とあるが、福利厚生サービス提供業務を第三者に一括して委託することは問題ないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
312	(資料-3-1)事業契約書(案)	8	16	第17条_第1項	建設企業から第三者(下請負人)への発注数は非常に多く、全ての企業について、事前に国の承諾を得ることは困難であるため、本条項は、建設企業から第三者(下請負人)への発注については対象外とし、通知のみとして頂きたい。	建設企業から第三者(下請負人)への発注についても、事前の国の承諾が必要です。
313	(資料-3-1)事業契約書(案)	10	12	第19条_第1項	監視職員を置く場合は現地に常駐するという理解でよいか。 またこの場合、監視職員室を用意する必要があるのか。	前段について、職員の常駐の有無は国が判断します。 後段について、監視職員が利用する諸室は、施設整備業務期間中においては【別添資料4-12】「建設工事に関する留意事項」bb.に記載している国の仮設事務所を想定しています。維持管理・運營業務期間中は入札公告資料において示します。
314	(資料-3-1)事業契約書(案)	10	32	第20条_事業者の総括代理人	「その他必要な事項」を明確化していただきたい。国からの意思表示等の宛先と総括代理人の権限の範囲が該当すると考えているが、それ以外に何かあるか。	現段階における具体の想定はありません。事業者との協議により決定します。
315	(資料-3-1)事業契約書(案)	12	12	費用負担等	「国が負担する義務を負うとされている費用」とあるが、事業契約で明示されていない場合を除き、原則一括支払いとなる理解でよいか？	個別具体の事象に応じて国が判断します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
316	(資料-3-1)事業契約書(案)	12	26	第27条_第3項_許認可	許認可の取得遅延から生じる責任及び損害について、法令変更等の変更又は不可抗力による場合は事業契約第36条又は第37条に基づくという理解でよいか。事業契約書第36条第4項、事業契約書別紙6の記載のように国が負担する場合もあるという理解でよいか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、(資料-3-1)事業契約書(案)第36条第4項第1, 2号に規定する事象により、許認可の取得遅延が生じた場合などは、国が負担する場合もあります。
317	(資料-3-1)事業契約書(案)	12	31	第2_第27条(許認可の取得等)_3	横浜港臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例の市長の許可の取得遅延から生じる責任及び損害のうち法令変更又は不可抗力による場合は、本契約第36条及び37条が適応されるという理解でよろしいでしょうか。	No.316の回答をご参照ください。
318	(資料-3-1)事業契約書(案)	12	31	第27条_1_許認可の取得等	新たに生じた許認可の取得に係る増加費用については、事業契約第36条「法令変更による措置」と同様の解釈をすとの理解でよいか。	No.316の回答をご参照ください。
319	(資料-3-1)事業契約書(案)	13	28	第29条_関連業務等の調整	国・入居官署の発注により第三者が施工する工事や国・入居官署の業務は、いずれも、国又はこれと密接な関係を有する入居官署の支配又は影響下にあるため、事業者による協力・調整義務と同等に、国も協力・調整や事業者の業務への配慮をして頂けるとの理解でよいか。例えば、事業者において調整の協議を誠実に進めても協議不調の場合、国が受注者に指示するなど、必要な調整を行っていただけないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
320	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	11	第2_第31条(物価の変動に基づく本件工事費の改定)	全体スライド規定が適用除外とされる理由をご教示下さい。経済環境は引き続きインフレ・物価上昇を志向する傾向にありますし、また、建設労務需給のひっ迫は当面数年にわたって継続するものと予測されています。こうした環境下において、複数年に亘る工事期間にもかかわらず全体スライドが適用されないのは事業者にとってあまりにも過大なリスクであり、明らかに不合理であるものと考えられます。	物価変動による工事費変動リスクは、第31条第1項第一号、第二項に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
321	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	11	第31条_物価等の変動に基づく本件工事費の改定	第31条に規定する「本件工事費が著しく不相当となった場合」について、著しく不相当とみなされるケースを具体的な数値でお示しいただきたい。	事業に対する影響の重要性を客観的に認めつつ、具体的な事業を見極めて判断するものであり、一律に数値等の判断基準を定義することは予定していません。
322	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	14	物価変動による工事費改定	工事材料の著しい価格変動がある場合のみ工事費が改定されることになっているが、工事材料だけでなく労務費など施設整備費に関連するコスト全般も含まれるか？	No.320の回答をご参照ください。
323	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	14	物価変動による工事費改定	工事材料の著しい価格変動がある場合のみ工事費が改定されることになっているが、著しい価格変動の基準はあるか？	No.321の回答をご参照ください。
324	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	14	物価変動による工事費改定	工事費の改定における急激なインフレーション又はデプレッションの基準はあるか？	No.321の回答をご参照ください。
325	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	16	第31条_第1項_第一号_特別の事情	近年、建設工事費の想定上の変動が続いている状況にあるため、公共工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第25条第1～4項に相当する全体スライド(労務費を含む)についての規定を追加いただけないか。	No.320の回答をご参照ください。
326	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	18	物価変動による工事費改定	協議が調わない場合は、国が決定することになっているが、国の決定は前項の協議を踏まえて合理的に行われる理解でよいか？	協議内容を踏まえて国が決定します。
327	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	19	第31条_2_物価等の変動に基づく本件工事費の改定	「協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、国が変更額及び変更時期を定め」となっているが、変更額及び変更時期は双方協議して決定するとさせていただきます。	協議が長引いた場合に事業スケジュールへの影響が懸念されることから、原文のとおりとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
328	(資料-3-1)事業契約書(案)	14	31	第32条_3_要求水準の変更	「国と事業者との間における協議が調わない場合は、国が合理的な変更内容を定め」となっているが、合理的な変更を行ったことによる増加費用は国の負担との理解でよいか。	合理的な変更を行うことにより事業費の増加が避けられない場合には、ご理解のとおりです。
329	(資料-3-1)事業契約書(案)	15	33	第2_第35条(第三者に生じた損害)	通常避けることのできない事象によって生じた第三者への損害は対象外として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
330	(資料-3-1)事業契約書(案)	15	33	第35条_第1項_第三者損害	第三者損害のうち、通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合も、事業主が損害賠償をすると規定されているが、事業者ではコントロール不可能な事象であるから、当該場合は国の負担としていただけないか。(公共工事標準請負契約約款では発注者の負担となっている。)	N0.329の回答をご参照ください。
331	(資料-3-1)事業契約書(案)	16	3	第35条_2_第三者に生じた損害	「事業者は、当該金銭に相当する金額を国に対して補償する」となっているが、「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により損害を及ぼした場合」に関し、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができないと認められるものについては、国の負担として頂けないか。	N0.329の回答をご参照ください。
332	(資料-3-1)事業契約書(案)	16	31	第2_第36条(法令変更による措置)_5	事業費が減額される場合は、本条第4項の第1号から第3号の場合であるという理解でよろしいでしょうか。	国は、法令等の変更等により事業者が負担を免れた費用について、負担することはできません。このため、本条第4項の規定に関わらず、合理的な金額の範囲内で減額することとなります。
333	(資料-3-1)事業契約書(案)	17	8	第37条1項 不可抗力による措置	別紙6の第2項「不可抗力による損失及び損害の範囲」の規定に照らすと、本項の「相手方当事者に発生する損失」は、「相手方当事者に発生する損失及び損害」と規定すべきと思料するがいかかか。	ご指摘を踏まえ、「相手方当事者に発生する損失」を「相手方当事者に発生する損失及び損害」に修正します。
334	(資料-3-1)事業契約書(案)	17	16	不可抗力による減額	不可抗力により施設整備費が減額となる場合、事業者が発生する資金調達に関する解約コストを国は負担するか？	不可抗力に伴い事業者が発生する合理的な金融費用については、別紙6の規定に従います。
335	(資料-3-1)事業契約書(案)	17	16	第37条_4_不可抗力による措置	「合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる」となっているが、減額金額においても、2項(増加費用)と同様に双方協議の上決定とさせて頂きたい。	国は、事業者と協議の上、減額します。
336	(資料-3-1)事業契約書(案)	18	12	事業費内訳書	事業契約別紙1において内訳書が記載されるが、第41条に基づき、事業費を確定する意味は何か？	第41条に基づき作成する事業費については、「事業費の算定及び支払方法(案)」(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)第4に基づき、事業期間中に要求水準の変更等が生じた際の算定根拠となるものであり、期日についても、基準金利の確定日に整合させる必要があります。
337	(資料-3-1)事業契約書(案)	18	12	事業費内訳書	平成〇年〇月〇日までとあるが、実施設計完了時、着工時など具体的なスケジュールのイメージはあるか？	(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)第4に基づき、基準金利の確定日までに確定します。
338	(資料-3-1)事業契約書(案)	19	11	関係資料の貸与	関係資料に基づき入札しているにもかかわらず、国が責任を負担しない理由は何か？	本規定は、契約締結後に事業者が行う調査業務の参考資料として提示するものであり、当該資料を採用するか否かは事業者の判断に委ねられます。
339	(資料-3-1)事業契約書(案)	19	13	(近隣対策)第45条	「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。」とあるが、条例で定められている内容に従って近隣説明、近隣対策を行う。との理解で良いか。	条例の規定に関わらず、事業の推進に必要な場合は、原文に示す近隣対策を実施してください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
340	(資料-3-1)事業契約書(案)	19	22	第45条_4_近隣対策	「前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する」となっているが、3項と同様に協議して金額及び支払方法を定めるとして頂きたい。	近隣対策について国が負担する場合は、入札説明書等において提示した条件に対する要望・訴訟に限定され、それ以外の要望・訴訟は事業者が負担するものと考えていますので、原文のとおりとします。
341	(資料-3-1)事業契約書(案)	19	24	第3_1_第46条_(引渡し等の遅延)_1	国の責めに帰すべき事由による場合も遅延利息を負担願えませんでしょうか。	遅延利息は、国の金銭債務の支払い遅延に係るものであり、引渡しの遅延の場合には適用されません。
342	(資料-3-1)事業契約書(案)	19	28	第46条第1項後段	第46条第1項後段の「遅延利息」は、引渡が遅延したことに伴う事業費の支払遅延に対する遅延利息を指すのか、増加費用分の遅延利息を指すのか。前者だとすると、国の責めに帰すべ事由による引渡遅延が原因であるのに、不合理であると思われるため、遅延利息も負担してほしい。	No.341の回答をご参照ください。
343	(資料-3-1)事業契約書(案)	20	4	第3_1_第46条(引渡等の遅延又は変更に伴う措置)_4	本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、国の判断に基づき国が施設等の使用を開始した事を起因として、第53条第1項の特約をもってしても事業者が不動産取得税が課された場合、当該費用は国に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	不動産取得税が課されるような部分使用は想定していませんが、もし不動産取得税が課された場合には、(資料-3-1)事業契約書(案)第65条第3項の規定に基づき、国は、合理的な追加費用と判断されるものについて負担します。
344	(資料-3-1)事業契約書(案)	20	16	第47条_3_調査	「新たな事情が判明した場合(土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。)には、その対策費を負担する」となっているが、先ずは、国との協議の余地を頂きたい。	対策費の負担にあたり、国との協議を行うことは可能です。
345	(資料-3-1)事業契約書(案)	20	23	第47条_第4項_著しい増加費用	「著しい増加費用」や「合理的な範囲内の増加費用」の基準が分からず、VFM低下要因になる恐れがあるため、「入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたこと」の場合は、国側の負担としていただけないか。	軽微な費用の増加又は減少を全て国負担とすると、手続きの煩雑等からかえって非合理を招く恐れがあるため、想定していません。このため、原文のとおりとします。
346	(資料-3-1)事業契約書(案)	20	24	第3_1_第47条(調査)_5	引渡日を変更できるとありますが、本事業の事業期間は第7条に記載の通り平成45年3月31日迄であり、事業期間の延長はない(維持管理・運営期間の短縮)という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	(資料-3-1)事業契約書(案)	20	24	第3_1_第47条(調査)_5	第47条第4項の著しい増加費用については、実費ではなく合理的な範囲内でしかご負担頂けない理由をご教示願います。(原則として、実費をご負担頂けるとの認識です。)	国は、合理的に説明できない費用を負担することはできません。実費として提示される金額が、国の負担すべき金額として合理的であれば国はその費用を負担します。
348	(資料-3-1)事業契約書(案)	20	27	調査における第三者の使用	調査業務のみ、第三者への委託先との契約書の写し、変更契約書の写しを提出するのはなぜか？	第48条第1項のなお書きは削除します。
349	(資料-3-1)事業契約書(案)	22	8	第3_2_第52条(建築確認申請に関する説明及び報告)	建築確認済証の写しを添えた事後報告を行った後に、基本設計の完了確認同様に、国から設計業務の完了を確認した旨の通知は書面等で為されるのでしょうか。	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章第6節3.(5) c. に記載のとおり、実施設計には建設期間中における修正も反映することから、工事着手前の説明時に実施設計の完了確認書を交付することはありません。
350	(資料-3-1)事業契約書(案)	26	9	第64条_4_引渡し	「事業者は、国が本施設等の所有権に登記を行う場合には、これに協力する」とあるが、「協力」とは具体的にどのような内容か。	登記に必要な情報の提供(面積等)を想定しています。
351	(資料-3-1)事業契約書(案)	26	11	第3_5_第65条(部分使用)	施設引渡し前に、事業者の承諾を得て国が施設等の使用を開始した事を起因として、第53条第1項の特約をもってしても事業者が不動産取得税が課された場合、当該費用は国に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.343の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
352	(資料-3-1)事業契約書(案)	30	9	第79条_事業の継続	「福利厚生サービス提供業務の継続に努めなければならない」とありますが、福利厚生サービス提供業務の採算が悪化し、事業者が収支改善に努めるものの、明らかに当該業務の継続が困難である場合は、発注者の承諾を得た上で当該業務のみの終了も可能でしょうか。終了可能な場合、事業契約第97条にかかる違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	個別具体的な事象に応じて判断します。
353	(資料-3-1)事業契約書(案)	30	9	第79条_事業の継続	「福利厚生サービス提供業務の継続に努めなければならない」とありますが、本内容は福利厚生サービス提供業務の実施に関しては、努力義務であり、必須ではないと読み取れます。福利厚生諸室運営業務を廃止することが可能と国が判断する場合の基準、具体的な条件についてご教示ください。	本条は、福利厚生サービス提供業務の一時停止を想定したものであり、業務そのものの廃止は想定していません。
354	(資料-3-1)事業契約書(案)	30	13	第79条_事業の継続	「やむを得ず事業継続に支障をきたす場合」とは、「利用者数が想定より大幅に少なかった」、「運営事業者が倒産し、代替え企業では採算が合わなくなった」などは認められますでしょうか。その他、認められる事例についてご教示いただけますでしょうか。	前段については、ご質問のようなケースについて、やむを得ず事業継続に支障をきたすと判断することはありません。後段については、個別具体的な事象に応じて判断します。
355	(資料-3-1)事業契約書(案)	30	13	第79条_事業の継続	「要求水準の変更」には、「サービス提供の形態の変更」、「行政財産の使用料の変更(単価、範囲等)」、「福利厚生サービス提供業務の廃止」は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	個別具体的な事象に応じて判断します。
356	(資料-3-1)事業契約書(案)	30	22	第5_第80条(施設整備費の支払)_2	繰り上げ弁済をする場合に、「国は、事業者が生じた合理的な追加費用を負担する」とありますが、金融機関への繰り上げ弁済にかかるブレイクファンディングコストも当然に含まれるとの理解で良いでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。
357	(資料-3-1)事業契約書(案)	31	17	第5_第81条(維持管理・運営費及びその他の費用の支払)_4	法令等の変更等または不可抗力により業務の全部又は一部の履行不能状態の存続により支払が行われない維持管理・運営費は、(資料-2)別紙1に記載のある「その他の費用」を含んでいないとの理解でよろしいでしょうか。(「その他の費用」の支払いが止まると、SPC自体の存続が不可能になる為です。)	ご理解のとおりです。
358	(資料-3-1)事業契約書(案)	32	20	第84条_許認可	第27条の許認可と同様に、事業者が合理的な対応をしたにも関わらず許認可の取得、登録及び届出等の行政手続きの履践が行えなかった場合は、事業者に対するペナルティはなしとしていただけないか。	民間収益事業に関するリスクは事業者負担と考えていますので、原文のとおりとします。
359	(資料-3-1)事業契約書(案)	32	27	第6_第85条(民間収益事業の収支管理及び事業報告)	民間収益事業に係る計算書類の提出については、事業者に代わり係る業務を行う業務担当企業の名を持って報告することでもよろしいでしょうか。	民間収益事業に係る計算書類の提出主体は事業者としてください。
360	(資料-3-1)事業契約書(案)	32	31	第6_第86条(民間収益事業に関する事業計画書)	民間収益事業に係る全体事業計画書及び年間事業計画書の提出については、事業者に代わり係る業務を行う業務担当企業の名を持って報告することでもよろしいでしょうか。	No.359の回答をご参照ください。
361	(資料-3-1)事業契約書(案)	33	22	第6_第89条(民間収益事業の終了)_3	本条に既定の違約金については、別途消費税等は課されないとの理解でよろしいでしょうか。	違約金の算定根拠である総売り上げや貸付料/使用料については、消費税及び地方消費税が含まれているため、別途消費税等を加算することはありません。
362	(資料-3-1)事業契約書(案)	33	22	第89条_3_民間収益事業の終了	「終了事由が事業者の責めによるものである場合」に違約金が発生するとあるが、終了事由が社会情勢の変化等によるものである場合には違約金は発生しないとの理解でよいか。	社会情勢の変化等による場合は、違約金の対象となります。
363	(資料-3-1)事業契約書(案)	33	22	第89条_3_民間収益事業の終了に係る違約金	民間収益事業を複数実施する場合、違約金は民間収益事業全体ではなく、終了する民間事業者の総売上または貸付料等に係るとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
364	(資料-3-1)事業契約書(案)	33	32	第89条_3_民間収益事業を開始しない場合	「民間収益事業を開始しない場合の違約金の額については、入札公告時に示す」とあるが、「民間収益事業を開始しない場合」には、市の許可が取得できない場合を含むとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
365	(資料-3-1)事業契約書(案)	34	32	国の解除権	第八号は「本契約に関し」とあるが、第九号は本契約に限定されないのか？	ご意見を踏まえて、第9号を修正します。
366	(資料-3-1)事業契約書(案)	34	34	国の解除権	「本契約が、当該期間(中略)中に入札が行われたものであり」とあるが、「入札が、当該期間(注力)中に行われたものであり」ではないか？	ご意見を踏まえて、第9号を修正します
367	(資料-3-1)事業契約書(案)	35	6	第90条_十一_基本協定書	基本協定書が公表されておらず、判断できないため、基本協定書を早めに公表いただけませんか。	入札公告資料において示します。
368	(資料-3-1)事業契約書(案)	36	22	法令変更・不可抗力による解除	事業者の株式の第三者への譲渡、本契約上の地位の第三者への譲渡が規定されているが、事業者が責めがない事象において、事業者が措置を受けなければならない理由は何か？	事業者・国いずれの責にも帰さない場合において、出資者又は事業主体の変更により事業継続が可能な場合には、事業者と協議の上、事業継続を企図するものです。
369	(資料-3-1)事業契約書(案)	36	22	法令変更・不可抗力による解除	事業者の株式の第三者への譲渡、本契約上の地位の第三者への譲渡といった措置が規定されているが、国はこれらの措置を行うにあたり、事業者に対して時価での補償を行うか？	補償は行いません。
370	(資料-3-1)事業契約書(案)	37	6	第94条_第1項_第2号_出来形部分	出来形部分には金融コスト、建中金利等のSPCにおける経費も含まれるという理解でよいか。	ご質問のような各種経費については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
371	(資料-3-1)事業契約書(案)	37	18	第7_2_第94条(事業者の帰責事由による契約解除等の効力)_2	違約金の計算に用いる本件工事費等の金額については、(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)別紙1に記載の「必要な行政手続きに関する費用」「引き込み負担金」「電波障害対策費用」「事業者の開業に伴う費用」「事業者の運営費」「融資組成手数料」「建中金利」「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」の金額は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	(資料-3-1)事業契約書(案)	37	18	第7_2_第94条(事業者の帰責事由による契約解除等の効力)_2	本条に既定の違約金については、別途消費税等は課されないとの理解でよろしいでしょうか。	本件工事費等には消費税及び地方消費税が含まれますが、違約金に別途消費税等を含加算することはありません。
373	(資料-3-1)事業契約書(案)	39	19	事業者の責めによる契約解除の効力	「本契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに收受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額」とあるが、一部解除の場合は、解除された業務に関する部分についてのみ適用される理解でよいか？	ご理解のとおりです。
374	(資料-3-1)事業契約書(案)	39	19	第97条_第2項	違約金について、「本契約解除時点から当初の事業期間終了時点までに收受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額」とあるが、事業者の負担が大きく、VFM低下要因になるため、「維持管理費及びその他の費用の単年度分の10分の1に相当する額」等に訂正いただけないか。	原文のとおりとします。
375	(資料-3-1)事業契約書(案)	40	8	第7_3_第98条(国の任意による又は帰責事由による契約解除の効力)_3	国による任意解除或いは国帰責による解除に係る負担金額が、第97条第2項及び第3項と比して著しく低い内容かと考えます。第97条第2項及び第3項の内容と同等とされない理由をお示し下さい。	国は、事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとしており、第97条第2項及び第3項(国に発生した損害額を請求できる)と比べて著しく低い内容とは考えておりません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
376	(資料-3-1)事業契約書(案)	41	1	第100条_第2項	万が一、本項に定める協議により、修繕業務が発生した場合、事業期間終了時までこれを完了することが困難となる可能性があるため、協議開始時期を事業契約終了の1年前とはせず、2年以上前としてはいかかか。	入札公告資料において示します。
377	(資料-3-1)事業契約書(案)	55	13	別紙2.106. 本件工事費等	契約保証金額・保険金額の計算に関して、本件工事費等の金額については、(資料-2)事業費の算定及び支払方法(案)別紙1に記載の「必要な行政手続きに関する費用」「引き込み負担金」「電波障害対策費用」「事業者の開業に伴う費用」「事業者の運営費」「融資組成手数料」「建中金利」「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等」の金額は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	No.371の回答をご参照ください。
378	(資料-3-1)事業契約書(案)	60	5	別紙6.1. 不可抗力の定義	「不可抗力の定義」に記載のある内容以外において通常予見できない事象が起きた場合等については都度協議出来るという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
379	(資料-3-1)事業契約書(案)	61	12	第3.2_①	「年度毎の損害の累計額が不可抗力の事由の発生した年度における維持管理・運営費の1%相当額に至るまで事業者が負担」とあるが大規模な震災等(二次災害や復旧に時間がかかる事象)が年度末に起きてしまった場合には、同年度内の不可抗力であるという認識で良いか。	発生のタイミングや規模により判断します。
380	(資料-3-1)事業契約書(案)	61	12	第3.2_①	不可抗力の損害分担の対象が「維持管理・運営費」とあり、【資料-2 事業費の算定及び支払い方法(案)別紙1事業費の内訳2頁の維持管理・運営費、その他の費用】の項目にその他の費用の記載がありますが、「その他の費用」は含まれないという認識でよいか。その他の費用はSPCを運営する費用のため、事業の安定性を鑑み、その他の費用は対象とせず維持管理・運営費として頂きたい。	No.357の回答をご参照ください。
381	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	4	資金調達リスク	日本銀行の金融政策等により事業者の資金調達に想定以上の追加費用が生じた場合、当該追加費用は国負担との理解でよいか。	本事業の実施に必要な資金調達は事業者の提案に委ねられており、資金調達に係るリスク及び追加費用が生じ場合の負担は全て事業者が負うことになります。
382	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	7	国の関連業務に関するリスク	国が別途発注した業務に関連して施設に損傷が生じた場合、その修補にかかった金額は国が負担するとの理解でよいか。	国の責に帰すべき事由による損傷であって、事業者に全く帰責性がない場合はご理解のとおりです。ただし、(資料-1)業務要求水準書(案)第1章. 第2節. 4. において、「国が別途工事、業務を実施する場合に本事業との調整に協力すること」を求めていますので、リスク分担表(案)No.7の説明書きの事由に起因し、施設に損傷が生じた場合はこの限りではありません。
383	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	7	国の関連業務に関するリスク	①「国が本施設に関連して別途発注する業務」とは何か。	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章. 第2節. 3. に示す業務を想定しています。
384	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	7	国の関連業務に関するリスク	②国が別途発注した業務に関連して施設に損傷が生じた場合は、修繕にかかった金額は国が負担するとの理解でよいか。	No.382の回答をご参照ください。
385	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	9	税制変更リスク	消費税以外の税制変更による増加費用は、なぜ事業者のみの負担になるのでしょうか。	国が所有する施設の整備、維持管理若しくは運営に、特別に又は典型的に影響を及ぼすなどの場合にも当該増加費用を負担します。詳細は(資料-3-1)事業契約書(案)第36条第4項をご確認ください。
386	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	9	税制変更リスク	消費税又は地方消費税以外ですべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用のうち、事業者が予期することのできないものは国の負担として頂けないか。	税制変更又は新設を含む法令変更リスクについては、(資料-3-1)事業契約書(案)第36条第4項第1号及び第2号に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
387	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	12	法令変更リスク	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる場合以外の法令変更又は新設による増加費用のうち、事業者が予期することのできないものは国の負担として頂けないか。	法令変更リスクについては、(資料-3-1)事業契約書(案)第36条第4項第1号及び第2号に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
388	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	13	不可抗力リスク	国が負担する金額の算出において、増加費用には期間変更などを伴うと金融機関との融資契約の変更に伴う費用等も発生する可能性があるため、これらの実費も含めた金額に対して計算されるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関との融資契約の変更に伴う費用等が、合理的な増加費用と認められる場合には、ご理解のとおりです。
389	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	13	不可抗力リスク	①不可抗力リスクのうち損害が重大でありかつ事業者が善良な管理者としての注意をしたものと認められるものについては、国のリスク負担として頂けないか。	不可抗力リスクについて、(資料-3-1)事業契約書(案)別紙6号 3. (1)①及び(2)①に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
390	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	13	不可抗力リスク	②「ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する」とあるが、保険等によるてん補は増加費用及び損害から控除しないように変更できないか。	保険等によりてん補された費用について国が負担することはできません。このため、原文のとおりとします。
391	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	14	不可抗力リスク	国が負担する金額の算出において、増加費用には期間変更などを伴うと金融機関との融資契約の変更に伴う費用等も発生する可能性があるため、これらの実費も含めた金額に対して計算されるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関との契約変更に伴う費用が合理的な範囲であると認められる場合には、ご理解のとおりです。
392	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	14	不可抗力リスク	①不可抗力リスクについて、その損害が重大でありかつ事業者が善良な管理者としての注意をしたものと認められるものについては、国のリスク負担として頂けないか。	No.389の回答をご参照ください。
393	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	14	不可抗力リスク	②「ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する」とあるが、保険等によるてん補は増加費用及び損害から控除しないように変更できないか。	No.390の回答をご参照ください。
394	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	18	許認可取得遅延リスク	事業者が合理的に予期することのできない新たな許認可の取得に関しては、国のリスク負担として頂けないか。	許認可の取得は事業者の責任で行っていただくものであり、原文のとおりとします。
395	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	20	要求水準の確保に係るリスク	事業者の責に帰さない事由により要求水準の達成に疑義が生じた場合等の補修、改善等のために生じた増加費用については国の負担として頂けないか。	原文のとおりとします。
396	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	21	土地の瑕疵に関するリスク	参考資料4-6埋蔵文化財試掘調査(抜粋)によると、本発掘調査が必要とされ、またかなりの量の遺構・遺物が存在していると想定される。埋蔵文化財調査による費用の増加や工期の延長などについては、民間事業者には予見し得ないリスクであることからその負担者を国としていただきたい。	業務要求水準書を含む入札説明書等で明示されていない又は入札説明書等で明示されていた事実と異なる埋蔵文化財が確認されたことにより、増加費用が発生する場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。また、それに伴い本施設等の引渡の延期が避けられない場合は国と事業者で協議の上、引渡予定日を変更します。詳細は(資料-3-1)事業契約書(案)第43条をご確認ください。
397	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	21	土地の瑕疵に関するリスク	事前に予期することができない事業敷地の瑕疵に起因する増加費用はすべて国が負担していただけないでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。
398	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	21	土地の瑕疵に関するリスク	PFI事業範囲内の埋蔵文化財調査の結果によって、更なる調査等が必要となった場合、著しい如何に拘らず国が増加費用を負担し、工期延長を認めて頂けるとの理解でよいか。	No.396の回答をご参照ください。
399	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	22	国の貸与資料に関するリスク	貸与資料に記載の無い土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を発見した場合は、国が増加費用を負担し、工期延長を認めていただけるとの理解でよいか。	業務要求水準書を含む入札説明書等で明示されていない又は入札説明書等で明示されていた事実と異なる土壌汚染、地中埋設物及び埋蔵文化財の存在等により、増加費用が発生する場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。また、それに伴い本施設等の引渡の延期が避けられない場合は国と事業者で協議の上、引渡予定日を変更します。詳細は(資料-3-1)事業契約書(案)第47条第4項及び第5項をご確認ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
400	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	22	国の貸与資料に関するリスク	国の貸与資料の誤り等にかかる増加費用等は国の負担ではないか。	No.338の回答をご参照ください。
401	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	22	国の貸与資料に関するリスク	国の貸与資料に起因する増加費用は、国の負担ではないでしょうか。	No.338の回答をご参照ください。
402	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	22	国の貸与資料に関するリスク	貸与資料に記載の無い地中障害や土壌汚染等を発見した場合は、国が増加費用を負担し、工期延長を認めて頂けるかの理解でよいか。	No.399の回答をご参照ください。
403	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	23	事業者の調査に関するリスク	合理的に想定することができない事由に起因する場合は、国の負担であるという理解でよいか。	No.399の回答をご参照ください。
404	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	24	環境対策リスク	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、事業者が善管注意義務を尽くしてもなお避けることができない近隣への損害があり得るが、合理的に要求される範囲を超えて近隣対策を行う際には、国のリスク負担であるという理解でよいか。	近隣対策について国が負担する場合は、入札説明書等において提示した条件に対する要望・訴訟に限定され、それ以外の要望・訴訟は事業者が負担するものと考えていますので、原文のとおりとします。
405	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1	25	施設整備_21土地の瑕疵に関するリスク	入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていた場合は国側の負担であり、負担者は国側に○又は△が付くのではないかと。	No.399の回答をご参照ください。
406	(資料-3-2)リスク分担表(案)	1		No.21土地の瑕疵に関するリスク	「土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等により事業者に生じる著しい増加費用は、国が負担する」とあるが、事業契約書(案)第47条第4項及び第5項に基づき、入札説明書等で規定されていなかったこと又は入札説明書等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより発生する増加費用は、著しい増加に限らず、原則、国にご負担いただけるかの理解でよいか。	No.399の回答をご参照ください。
407	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	8	施設整備_32第三者への損害リスク	第三者損害のうち、通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、事業者ではコントロール不可能な事象であり、当該場合は国の負担に○又は△が付くのではないかと。	国の損害賠償責任は、事業者が本事業に関して国の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合に限定され、それ以外の場合の損害賠償責任は事業者にあるものと考えていますので、原文のとおりとします。
408	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	12	施設整備_37物価上昇リスク	国と物価変動について協議できる「特別な要因・特別な事情」や「著しい価格変動・急激な価格水準の変動」とは、どのような事態を想定しているか。	(資料-3-1)事業契約書(案)第31条をご参照ください。
409	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	12	施設整備_37物価上昇リスク	「～特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合～急激な価格水準の変動～」とあるが、「特別な要因」、「急激な価格水準の変動」とは、どのような事態を想定しているか。また、人件費が急激に上昇した場合には貴省と協議ができるか。	No.408の回答をご参照ください。
410	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	12	施設整備_37物価上昇リスク	説明欄において、公共工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第25条第1～4項に相当する全体スライドの規定を追加いただけないか。	物価変動による工事費変動リスクは、(資料-3-1)事業契約書(案)第31条第1項第1号、第2項に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
411	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	25	施設整備_50物価上昇リスク	什器・備品等の破損・劣化は国側の使用状況によるため、契約の終了時又は解除時の什器・備品等の改修又は更新に要する費用は国が負担するべきで、負担者は国に○又は△が付くのではないかと。	リスク分担表(案)No.50の改修・更新リスクについて、事業者は、維持管理・運営期間中の共用部備品を適切に管理・更新することにより、契約終了時又は解除時にも、什器・備品等が利用できる状態を維持しておくことが求められますので、原文のとおりとします。詳細については、(資料-3-1)事業契約書(案)第102条をご確認ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
412	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	26	環境対策リスク	本事業の実施に関して国の帰責事由以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用であっても、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができないと認められるものについては、国の負担として頂けないか。	No.404の回答をご参照ください。
413	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	31	臨機の措置へ関するリスク	当該リスクは責任の範囲が不明確であるため、国負担のみとして頂けないか。	臨機の措置に関するリスクは、(資料-3-1)事業契約書(案)第34条第4項に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
414	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	34	第三者への損害リスク	「その他国の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害」について、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができないと認められるものについては、国のリスク負担として頂けないか。	No.407の回答をご参照ください。
415	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	37	物価上昇リスク	施設整備期間内で事業契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設工事費が不相当となった場合も、建設工事費の変更を国に請求できるとして頂けないか。	物価変動による工事費変動リスクは、(資料-3-1)事業契約書(案)第31条第1項第1号、第2項に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
416	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	39	臨機の措置へ関するリスク	当該リスクは責任の範囲が不明確であるため、国負担のみとして頂けないか。	No.413の回答をご参照ください。
417	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	41	第三者への損害リスク	「国の帰責事由以外により、維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害」について、事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができないと認められるものについては、国のリスク負担として頂けないか。	No.407の回答をご参照ください。
418	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	45	維持管理・運営業務の開始遅延、中止又は中断による維持管理・運営費の減額	国の帰責事由による場合も、事業者が負担者となっているが、これは未実施の維持管理・業務費が支払われないことを意味しており、事業者が実施済みの維持管理・運営業務相当分の対価は支払われるとの理解でよいか。	国は、実施済みの維持管理・運営業務相当分の対価及び事業者に発生する合理的な増加費用を負担します。詳細については、(資料-3-1)事業契約書(案)第38条第3項をご確認ください。
419	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	49	原状回復リスク	契約終了又は解除が事業者の責に帰さない事由による場合は、原状回復の費用負担を国の負担として頂けないか。	原状回復リスクは、(資料-3-1)事業契約書(案)第101条第6項に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
420	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	50	改修・更新リスク	契約終了又は解除が事業者の責に帰さない事由による場合は、本施設、設備機器、什器・備品等の改修又は更新に要する費用負担を国の負担として頂けないか。	本施設、設備機器、什器・備品等の改修又は更新は本業務に含まれていますので、原文のとおりとします。
421	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	51	移行期間保全リスク	契約終了及び解除が事業者の責に帰さない事由による場合は、契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設の出来形又は本施設の維持保全に要する費用負担は国の負担として頂けないか。	移行期間保全リスクは、(資料-3-1)事業契約書(案)第37条、第95条及び第98条に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
422	(資料-3-2)リスク分担表(案)	2	54	契約解除リスク	番号13及び14(不可抗力リスク)と同様に、不可抗力に起因する契約解除に伴う増加費用・損害について、事業者が善良な管理者としての注意をしたものと認められるものについては、国の負担として頂けないか。	不可抗力に起因する契約解除リスクは、(資料-3-1)事業契約書(案)第96条又は第99条に規定するものを除き、事業者が負うものと考えていますので、原文のとおりとします。
423	(資料-3-2)リスク分担表(案)		26	施設整備22国の貸与資料に関するリスク	事業敷地及び解体対象の既存建物等に関する国の貸与資料等の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用の負担は国側の負担にすべきで、負担者は国に○又は△が付くのではないか。	No.338の回答をご参照ください。
424	(資料-3-2)リスク分担表(案)		54	不可抗力に起因する契約解除	不可抗力における事業者の負担は、本施設等の引渡し前であれば、本件工事費等の1%相当額まで、本施設等の引渡し後以降であれば、当該不可抗力の事由の発生した年度における維持管理・運営費の1%相当額までであり、契約解除時においても同様との理解でよいか。	不可抗力による契約解除の場合の費用負担について、本施設等の引き渡し前については(資料-3-1)事業契約書(案)第96条を、本施設等の引き渡し以降については同第99条を、それぞれご参照ください。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
425	(資料-3-2)リスク分担保(案)		55	契約解除リスク	番号11(法令変更リスク)と同様に、契約解除に伴う増加費用・損害については国の負担として頂けないか。	法令等の変更等による契約解除の場合の費用負担について、本施設等の引き渡し前については(資料-3-1)事業契約書(案)第96条を、本施設等の引き渡し以降については同第99条を、それぞれご参照ください。
426	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	1	11	第1 本書の目的	「なお、民間収益事業は～欠格となることはない。」とあるが、提案を行った場合、実施方針p.8の第2の3の(2)の④に定められているように審査対象となり、加点されるという理解で良いか。	評価基準に従い審査しますが、加点されるかどうかは提案内容によります。
427	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	1	25	第2.1. (1) 横浜港臨港地区内の分区に関する考え方	現時点で発注者が想定または希望する、民間収益事業の用途や施設内容についてご開示いただきたい。	国は、民間収益事業の用途や施設内容について特段の想定又は希望はありません。
428	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	1	26	第2.1. (1) 横浜港臨港地区内の分区に関する考え方	事業者が、事業敷地内に現時点で「公益上やむを得ないと認められるであろう禁止構築物」を整備することを提案し、その後実施段階において市の許可が下りなかった場合は、ペナルティ(違約金)を課されるのでしょうか。	入札公告資料において示します。
429	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	1	28	第2.1.(1)禁止構築物	「事業提案時点で事業敷地において禁止構築物とされる民間収益施設を提案した場合であっても、評価基準に従い審査する」とあるが、仮に落札後に市長の許可が得られなかった場合でも、事業者が合理的な対応を行っていた場合はペナルティはないという理解でよろしいか。参考資料4-22記載のとおり、横浜市への個別の事前相談は可能という理解でよいか。	前段については、詳細は入札公告資料において示します。後段については、ご理解のとおりです。
430	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	5	(2)民間収益事業の実施に係る共通条件	構造上本施設内、外に関わらず、民間収益施設の所有権はBTOにより国へ移る事により、固定資産税・都市計画税・償却資産税等については事業者負担ではないとの理解でよろしいか。	民間収益施設の所有権は事業者により、国に移転することはありません。
431	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	12	第2.1.(2)①.c)設置不可	民間収益事業の実施に関して、福祉施設は設置を認めないとの記載があるが、福祉施設の定義(法的根拠や具体例)を示していただきたい。	例えば、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを想定しています。
432	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	12	第2.1.(2)①.c)	民間収益事業の実施が禁止されている用途があるが、提案したその他の用途により評価に差がつくことがあるか。	評価の方法等は、入札公告資料において示します。
433	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	17	第2.1.(2)②.b)施設形態	「行政サービスの提供に支障をきたす恐れのある施設形態」が事業者では判断できないため、対話等で確認する機会はあるか。	ご理解のとおりです。詳細については、入札公告資料において示します。
434	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	23	第2.1.(2)④_登記費用	「登記費用等が追加的に発生する場合」とあるが、国では登記を予定しているか。その場合、国側で登記を行うか。	本施設等単独での登記は予定していません。ただし、事業者が、民間収益施設と本施設等との合築を提案する場合に登記が必要となりますが、当該費用は事業者負担となります。
435	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	34	第2.1.(2) ⑧	民間収益事業に係る貸付料及び使用料については、福利厚生サービス提供業務に係る使用料と同様、第一次審査通過者に参考値が開示されるとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
436	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	2	35	第2.1.(2) ⑨	「合理的な理由により終了等がやむを得ないと判断され、国が事前に承諾した場合は終了を認める」とあるが、事業採算性の悪化は合理的な理由に含まれるとの理解でよいか。	事業採算性の悪化のみでは、合理的な理由とは認められません。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
437	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	3	3	第2.1.(2)⑩_一 体的な活用	「隣接する部分の用途と一体的な活用が可能な状態」とは、具体的にどのような状態を想定されているか。	建物内部の場合で隣接する部分がロビーであれば、原状回復後はロビーの一部として活用できる状態を想定しています。また、屋外の場合で隣接する部分が舗装された広場であれば、原状回復後は広場の一部として活用できる状態を想定しています。
438	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	3	6	2.形態別の条件	民間収益施設を別棟で建設する場合、土地については収益事業業務に応じた占有面積を契約書等で配置・面積等を明確にすることで別途個別の契約等は行なわなくて良いとの理解でよろしいか。	(資料-3-1)事業契約書(案)第82条第4項第1号のとおり、国有財産有償貸付契約の締結が必要です。
439	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	3	6	2.形態別の条件	土地の一部に別棟を整備するための土地貸付料(使用料)金額は「行政取扱い基準」によるものと思われるが、その金額の目安を教示願う。また「PFI法:定借50年超」、「国財法第18条第2項1号:事業用定借10-30年」「国財法第18条6項:使用許可」により貸付料(使用料)が異なる場合は各々の計算法または目安を教示願う。	民間収益事業に係る使用料・貸付料の考え方については、実施方針に示す第一次審査結果の通知において、第二次審査資料提出資格があると認められた応募者を対象に、個別に提示します。
440	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	3	6	2.形態別の条件	計画地は「行政財産取扱い基準 第5節 一時金(権利金、名義書換承諾料、増改築承諾料)」の慣行がない地域との理解でよろしいか。	現段階では一時金(権利金、名義書き換え承諾料、増改築承諾料)の授受の慣行がある地域かどうかは不明ですが、提案段階では一時金の授受の慣行があるものとしてご提案ください。
441	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	3	12	第2.2.(1)_1_①_① 別途王の建物	1)①では「本施設等とは構造体として別棟の建物とし」とあるが、2)①では「本施設等との合築により民間収益施設を整備する」とある。「別棟」と「合築」の双方を満たす施設計画はどのように考えればよいか。	建築基準法上一建物と解される繋がった建物であっても、構造上別棟となっているという意図です。
442	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	4	10	第2.2._(1)_2_⑤	「原状回復に要する費用に相当する金額」とは原状回復時点において発注者と事業者が協議のうえ決定するという認識でよろしいか。	国が原状回復を希望しない場合に、事業者が国に支払う、原状回復に要する費用に相当する金額は、国と事業者の協議の上、国が決定します。
443	(資料-4)民間収益事業の実施条件(案)	5	1	第2.2.(3) ①	使用許可を受ける者は、事業者以外の民間収益事業を行う第三者でも良いとの理解でよいか。	使用許可の相手方は事業者に限ります。
444	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	1	17	第1.1._(2)_改善要求措置等の基本的考え方	入居管署の業務時間を事業者がコントロールすることは出来ないため、エネルギー使用量の評価による業務対価の増減は不合理と考えます。罰則点を付与する際に、エネルギー量の増加理由が事業者の責めにあるという事を、国はどの様にご証明されるのかご教示願います。	前段については、事業者に罰則点が付与されるのは、事業者の帰責事由によりエネルギー使用量等が超過した場合に限られます。後段については、エネルギー使用量等の超過又は減少の原因が特定できるよう、事業者にて必要なデータの収集・分析等を適切に行うようにしてください。
445	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	4	18	第2.2.(2)書類による確認	国の確認に必要な十分の時間の目安(凡そ何日等)をご教示願います。	各種提出書類の内容に疑義等がなければ、国は14日以内を目安に確認を行います。各種提出書類の内容に疑義等があり、事業者に照会や確認等を行う必要がある場合、この限りではありません。
446	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	4	30	第2.2.(3)①重点的な確認	必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができ、その費用が事業者の負担とするとありますが、実施及び範囲については事前に事業者と協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	6	7	第3.1.(1)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	施設整備費の減額にあたって、「当該内容に係る維持管理・運営費及びその他の費用」とは、具体的にどのような費用を想定しているのでしょうか。	例えば、省エネルギー化に資する設備を整備する提案を行ったにもかかわらず、当該設備を整備しなかった場合に、当該設備に係る維持管理費がかからなくなる状況などを想定しています。
448	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	6	11	第3章_1_(1)施設整備に係る提案等の未達成による減額等	施設整備に係る提案の未達成による施設整備の減額に基づき、「国は、当該内容に係る維持管理・運営費及びその他の費用もあわせて減額を行うことができる」とあるが、その算定方法をご教示いただきたい。	個別具体の事象に応じて国が判断します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答案
449	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	7	3	3.2_表1. 支払区分及び対象となる事象	「福利厚生サービス提供業務における要求水準未達成」が減額等の対象となっているが、当該業務は独立採算でありサービス対価がないため、減額等の対象外とすることは可能か。	原文のとおりとします。
450	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	8	1	第3.2_(3)	重大な事象に対する減額について、減額の有無と具体的な減額方法についてご教示ください。 【事象】運営事業者がサービス提供を継続させるべく努力したが不採算により退店し、代替え企業が見つからず一定期間(5年間)利用できない状況の場合 ○減額の有無 ○再改善勧告される期間 ①改善勧告されてから再改善勧告されるまでの期間 ②再改善勧告されてから、更に再改善勧告されるまでの期間 ○減額費用(%)の積み上げ方 ①同一内容で再改善勧告され、更に再改善勧告された場合	個別具体的な事象に応じて国が判断します。なお、再度勧告を受けても改善しなかった場合には、第1章 4. (4)の規定に従います。
451	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	9	15	第3章_2_(5)	本施設等の利用者の大半が入居官署であり、事業者がエネルギー使用量をコントロールすることが困難であるため、罰則点の付与をなくして頂きたい。(功績点の付与というインセンティブのみの規定であれば、事業者がコントロールできる(無駄使用を防ぐ等)必要最低限な努力価値は生まれるため、国にとってもメリットがあると考えます。)	第3章 2. (5)④のとおり、事業者の責に帰す事由に該当しないことを国が確認した場合においては、罰則点又は功績点の付与対象とはならないことから、原文のとおりとします。
452	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	9	16	第3章_2_(5)_① 評価の対象	福利厚生サービス提供業務についても、他の維持管理・運営業務と同様、エネルギー使用量の評価対象となるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
453	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	10	14	第3章_2_(5)_④ 罰則点及び功績点の付与基準	「事業者の責に帰す事由によりエネルギー使用量が一定割合以上ベンチマークを超過した場合」とあるが、事業者の責に帰す事由とは具体的にどのような内容をご教示いただきたい。	例えば、事業者が設備の適切な点検を行わなかったことにより、設備の運転効率が下がり、エネルギー使用量が増加した場合等が想定されます。
454	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	10	14	エネルギー使用量の評価	罰則点の付与の区分内に「エネルギー使用量(電気及び燃料の使用量の一次エネルギー換算値の合計)及び水使用量(以下「エネルギー使用量等」という。))の超過又は減少」とあるが、事業者に罰則点が付与される場合とは、事業者の帰責事由によりエネルギー使用量が超過又は減少した場合のみとの理解でよいか。また、職員や第三者による過剰な使用、職員数の増減、気温の変化等によるエネルギー使用量の超過又は減少は罰則点の付与対象には含まれないとの理解でよいか。	前段については、事業者に罰則点が付与されるのは、事業者の帰責事由によりエネルギー使用量等が超過した場合に限られます。 後段については、エネルギー使用量等の超過又は減少の原因が特定できるよう、事業者にて必要なデータの収集・分析等を適切に行うようにしてください。その上で、事業者に帰すべき事由に該当しないことを国が確認した場合においてはご理解のとおりです。
455	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	10	14	エネルギー使用量の評価	罰則点の付与の区分内に「エネルギー使用量(電気及び燃料の使用量の一次エネルギー換算値の合計)及び水使用量(以下「エネルギー使用量等」という。))の超過又は減少」とあるが、「別添資料5-4入居官署毎の勤務時間、諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限等」の時間外でのエネルギー使用量が多い場合には、モニタリングの際、罰則点の評価に配慮して頂けるとの理解でよいか。また、事業者からの省エネルギー対策の提案の実現にあたって、職員に協力いただけるとの理解でよいか。	前段について、罰則点が付与されるのは、事業者の帰責事由によりエネルギー使用量等が超過した場合に限られます。なお、入居官署による恒常的な時間外使用の影響については、ベンチマークの設定時に反映されるものと認識しています。 後段については、提案を踏まえて判断します。
456	(資料-5)業績等の監視及び改善要求措置要領(案)	11	22	第3.2_(6)_②_イ)	公平性の観点から、相殺しても残った功績点については、事業終了時に事業者に対して、相応分の増額支払が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	功績点に対する支払はありません。